

商工委員会

議 録 第二十五号

昭和四十七年五月二十五日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 嶋田 宗一君

理事 小宮山重四郎君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 稲村 利幸君

理事 神田 博君

理事 塩崎 潤君

理事 羽田野忠文君

理事 増岡 博之君

理事 山田 久就君

理事 岡田 利春君

理事 近江已記夫君

理事 伊藤卯四郎君

理事 米原 昶君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君

自治大臣 渡海元三郎君

北海道開発庁長官 山田 嘉治君

出席政府委員

北海道開発庁総務監理官 岡部 保君

経済企画庁総合開発局長 船後 正道君

環境庁企画調整局長 田中 六助君

大蔵政務次官 中橋敬次郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 稲村佐近四郎君

通商産業政務次官 小松勇五郎君

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房参事官 増田 実君
通商産業省企業局長 本田 早苗君
通商産業省鉱山局長 莊 清君
通商産業省鉱山局長 青木 慎三君
石炭局石炭部長 道正 邦彦君
労働省職業安定局長 佐々木 喜久治君
自治省税務局長 藤沼 六郎君
商工委員会調査室長

委員外の出席者

委員の異動
五月二十五日
北澤 直吉君 補欠選任
左藤 恵君 補欠選任
同日 廣沢 直樹君 近江已記夫君
同日 左藤 恵君 補欠選任
同日 左藤 恵君 補欠選任

本日の会議に付した案件

工業再配置促進法案(内閣提出第五〇号)

産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○岡田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、工業再配置促進法案及び産業地域振興事業団法の一部を改正する法律案の二案を議題にいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田利春君。

○岡田委員 本日は、同僚議員の質問があります

ので、時間が限られておりますから、端的に御質問いたしますので、答弁も簡潔明瞭にひとつお願いいたします。

今日までの工業立地政策を見てまいりますと、新産業法あるいは工業整備特別地域整備促進法あるいは低工業法あるいは農村地域工業導入促進法、そして今度工業再配置促進法が出されておるわけです。いままでの法律は、いずれも促進法という名前がついておるわけですが、促進という名前がついた法律で、これが実効面で促進されたことがないというのがきわめて常識的に語り伝えられておるわけです。したがって、今回の工業再配置促進法につきましては、特に田中通産大臣が先般来当委員会であるる答弁をされておりますけれども、問題は、この実効を上げるために具体的にどうするかという点では、当面何と云っても土地対策を具体的に進めるといことが肝要ではなからうかと思っております。もちろん、これは工業立地のみならず、公共投資その他全般に關しても、いま政府の当面の最大の政治課題ではなからうか。水を治める者は国を治めるといいますけれども、今日土地問題を解決する者は国を治めるといいます。今日我が国の政治で言っても過言ではないと思うのであります。そういう意味で、当面この土地問題をどう解決をするのか、それと同時にまた、一定の展望に立つ場合に、工業立地関係のそれぞれの法律系を整備をする、この二つの視点が明確に定められて本法が生きてくる、かように私は存するわけですね。まず第一に、この面についての田中通産大臣の所信を承っておきたいと存じます。

○田中通産大臣 御指摘のとおり、都市化現象は世界的な現象でございます。また、特に日本においては戦後急速な都市集中が行なわれて、その過程における超高度成長ともいわれる経済成長をもたらしたわけでございます。しかし、何ぶんにも

いま御指摘ございましたように、都市問題というのが大きく浮かび上がっておりますのは、日本においては二割という都市地域、総面積の二割に七割以上の人口、産業というものが集中しておいて、文字どおり過度集中の状態でございます。しかしこれからまだ成長が続いていくわけでございますので、都市機能の確保をはかるということ、これは以上過度集中をさせないように一つの歯止めをしなければならぬということが一つございします。もう一つは、都市に存在しない方がいいものについてはこれを地方に分散せしめたいということも、第二の問題として当然必要でございます。そういう意味で、工業の分散、再配置というものと都市政策は全くうらはらでもある、こういうこととでございます。このままにすれば六十年には八五%近くになり、過度集中の上に集中を続けるであろうといわれておるのが現状でございますので、工場分散、二次産業比率の平準化政策を進めるということによって、日本の経済機構そのもの、生活機構そのものを整備するには、どうしてもいま御審議いただいておりますような政策を推進することが不可欠である、こう考えておるわけでございます。

○岡田委員 本法を運用するにあたって、特に工業再配置の基本計画の策定にあたっては、それぞれ都道府県知事の意見を積極的に吸い上げ、こういう姿勢が私は最も肝要ではなからうかと思っております。それと同時に、また五条に定めてありますように、認可をする場合についても当然都道府県知事の意見書を添付をされ、そういうものを参考にしたがら移転工場について認可を与える、こういう考え方が最も妥当ではなからうかと思っております。そしてまた現実にはそれぞれの都道府県傘下の市町村に立地するわけでありまして、そういう意味で、また都道府県知事は立地する関係市町

村のそれぞれの首長の意見を聞く、こういう配慮がなされることによって、いわば公害の分散あるいはまた環境保全に対するそれぞれの地元住民の懸念というものは解消される、こう判断をするわけです。したがって本法の目ざす方向は、いま私が申し上げた方向を目ざして、もちろんこの法の内容では不十分な面もありますけれども、少なくともそういう立場に立つて本法を提案をしている、こう理解してよろしゅうございますか。

○田中事務大臣 工場立地の認定に対して、当然地方の意見、地元の見解が反映されなければならぬ、これは当然のことと考えておりますし、地方の意見が反映されないでこの法律が実効をあげることなどはできません。そういう意味で、いま御指摘になったような趣旨で本法の条文を整備をいたしたいと思っております。

○岡田委員 工業用地の造成が単に工場を分散、再配置をするというだけではなくして、いまわが国の経済指標を分析いたしますと、機械工業だけでも新全総によればこれを七倍にするという指標が出てくるくらいでありますから、工業立地の造成、このことはやはり積極的に政府は環境の整備あるいはその他の環境の保全を十分配慮して、いかなる場合においても工場の用地の造成についてはそういう基本の上に立って進めていく、こういう積極的な姿勢をまず政府は明らかにする必要があります。もちろん将来は関連立地法を体系的に整備する中において、工場が立地する工業団地についてもある程度の基準を示すということもこれからは検討してまいらなければならぬのではないかと、こういう点についての政府の姿勢について伺っておきたいと思っております。

○田中事務大臣 生産第一主義から生活第一主義に切りかえなければならぬのが新しい時代の要請である、こういうことも答えております。工業の再配置という考え方が環境を整備したいということに根ざしておるわけでありまして、でありますから、新しく工業用地となる団地その他の開発地域というものの環境が整備されなければならぬ

ということも申すまでもないところであります。いままでの法制によりまして、建築基準法や都市計画法その他によって、人間の宅地というものの対しては建築率その他いろいろな環境整備が要求されておりますが、工場用地に対しても全くそうでなければならぬと思っております。特に高性能の機械が動くのでありますから、公害というやうなものだけではなく、道路の幅を広げたり遮断緑地をつくったり、建築率をある意味においては住宅用地に対する住宅の建築率よりもっと厳密な制限をしなければならぬという考えでございます。ですから、外国の給水がきにある理想的な大学の用地というのがありますが、西ドイツの工業地帯は大学の用地が住宅団地が工場団地、遠目にはわからないというくらい環境整備が要求せられております。日本も残されておるところ、山紫水明の地に工場等、一次、二次、三次産業の調和をはかろうというところでありますので、この環境基準、環境の整備ということには非常に厳密に要求される、またそうでなければならぬ、この法律はそれを目的にいたしております。

○岡田委員 本法の提案理由の説明の中には、もちろん工業の平準化をはかるために工場を分散すると同時に、過密地帯から工場分散したあと地については三年たつと自動的に公団が取得をする、しかもその用地は都市再開発のために役立てるといふのが原則であり、したがって公共の用途あるいは住民福祉、こういうものが優先されて整備をされていく。残念ながら本法にはこの点うたっていないのでありますけれども、したがってそういう趣旨はむしろ積極的に明示をする、こういうことの方が望ましいのではないかと私は判断するのであります。大臣の見解を承っております。

○田中事務大臣 地方に移転した工場と地の処理については、この公団が貸し付ける際に条件をつけて都市改造等の用に供し得るよう、また供さなければならぬという制限をつけ、条件を付するつもりでございます。そうでないと、せっかくの転出をしたあと地がまた工場に使われる、そ

の他のものに使われるということになれば、これはもうさいの河原を続けるわけでございます。悪循環を続けていくわけでありまして、そういうことは絶対に避けなければならぬ。これはやはり次の段階において、都市計画法やその他の都市の再開発法の中にこういうあと地というものの整備をどうするか、いまの現行法だけでも法律に許される住宅ならつくってもいいというやうなことだけだと、また同じことが繰り返されるわけでありまして、そういうことはもう再び起こさないように、この法律が両面のメリットをあげることができるような状態にしたいということを考えておりますし、この法律の中にそういうことを意味する条文を挿入されとか修正をされるということに対しては全く異議ありません。

○岡田委員 この法律を提案した限りにおいて、政府はむしろまずから率先して政府関係機関の工場というものを積極的に誘導地域に分散をさせていく、新増設については誘導地域に立地をさせていく、まず政府自身がそういう姿勢がないと民間を指導することはできないと私は思うわけですが、いままでも、かつて産炭地域に政府関係機関の工場を配置をするということもしばしば述べられてまいりましたけれども、残念ながらこの実行はないのであります。しかし基本的には工場の分散を進めるといふ本法を提案した以上、政府は積極的に誘導地域に政府関係機関の工場配置をする、率先してまず範を示すという姿勢がなければこの法律は生きてこないし、実効をあげることも困難ではなからうか、私はこう思うのであります。これは単に通産大臣だけの所管ではございませんで、ところが、国務大臣として、工場のみならず研究機関その他のいろいろな多面的な政府機関というものをできるだけ過密地帯から離していく、分散をしていくという基本的な姿勢を私は示すべきだと思うのであります。所信を承っております。

○田中事務大臣 本件に関しては全く同一の考えを持っております。これは私はかつて産炭地振興のために当然政府機関を移すべきであるという

強い主張をいたしておたわけでございますし、いまは政府機関は過密の中におる必要は全くないのであります。ですから、御承知の学校を含めた研究機関等を筑波山ろくに移転することをもう十年來実行いたしておるわけでございます。これは筑波学園都市構想よりもっと進めて、新幹線交通網を整備される、その中で特に高速自動車道、高速度鉄道、飛行機というものがこれだけ発達しておるわけでございますし、政府関係機関で北海道だったなら、北海道を一つの例に私はいろいろな青写真を描いておるのでございますが、北海道に印刷工場とかの造幣局の仕事とか、もし移せるとしたならば、その隣接地に小型飛行場をつくっても、そんなことはめんどろなことでないんです。そのほうがどのくらい合理的であるか。こういうものにメスを入れないで過密を促進させてきたという責任の一半はやはり政府も謙虚に認めなければならぬと思っております。私は、法律をもって、制度をもって誘導政策をやらなければならぬという事態にありながら、過密のまん中に政府機関が蟠踞しておる、これはまさに蟠踞と言ふに値すると思っております。そういうものに對してはひとつ皆さんの御意見も十分いたしながら、場合によれば私は第二次立法手段に訴えなければならぬ、立法措置を必要とするというやうな問題だとさえ思っておるわけでございますので、政府機関の地方に対する分散、これはもうどうして考えてまいりたい。特に私は郵政大臣のときにも言ったのですが、全国にある原簿というやうなものを東京へみんな持ってくる、最も危険なところへ持ってくるよりも、電子計算機が入っているわけでございますから、原簿などはほんとうは絶対に安全な地域に置くべきでございます。貯金の原簿もしかりでございます。そういう意味で、政府機関の分散という問題に対しては、これはひとつ積極的に推進をしてまいりたい、こう考えます。

○岡田委員 移転促進地域、いわゆる過密地帯からの工場の分散の促進、このことを本法はねら

ておるわけですが、しかしあやまちには二度繰り返してはならない。したがって、過密傾向にある地域も工場の立地については十分配慮がなされなければならぬと私は思うのです。いわばある程度の抑制、規制を行なう、そして過密からまた分散の再開の誤りを繰り返さないという考え方も私は非常に重要であると思うわけです。しかしこれを規制する場合については、当面非常にむずかしいかあると思ひますけれども、やはりこの移転促進地域あるいは過密傾向を強めておる地域、こういう地域に立地する工場に対しては何かの負担を課する、いわゆる税その他負担を課する。そういう中でこの規制をある程度進めていく、効果をあげていく。しかもそういう財源を、工場分散にあたつてこれを積極的に進めるために地方財源に充当して固定資産税の減免等についても思い切った措置をとる。あるいは、またそれ以外の本法の目的に資する方向にその財源を使つていく。このことがやはり基本であり、このことが明確になつていないという点は私は非常に残念に思うわけであります。しかし大体三年の減免措置というのはあらゆる立法でも示されているわけです。本法が施行されてもこれから十月に公団が発足をして、そしてそれから計画をつくつて個々の認可をする。認可された工場は、移転する場合については建設に二、三年要すれば、その後、三年間固定資産税の減免、優遇措置が行なわれるということになるわけですから、大体四年後の問題だと思ふのです。したがつて本法のいま最終的な審議にあつた、この問題は解決できませんけれども、いま申し上げました精神というものは共通の認識として確認しておく必要があるのではないかと。そしてすみやかにこれらの問題については検討を加えられて実効がある面については、これは四年後になるわけでありますから、多少ずれても間に合うという面もございまして、この面についてはぜひ考え方には基本的な一致をしておいて、要があるという意味で、通産大臣と、きょうは財務当局から主税局から見られておると思ひま

すから、この機会に明確な答弁を願つておきたいと思ひます。

○田中務大臣 本法を計画したときに、三段階に分けて税法上の措置を考へるつもりでございました。それは過密の地方、過密になるおそれのある地方、それから過疎の地帯、こう三つに分けられるわけでございます。まんな中は現行どおりでもよろしい、そして過密のところは新しい税を賦課する、そして新しい税を賦課したと同じ額を第三の過疎のところの税を軽減、減免をする、こういうことになれば政策的傾斜がつくわけでございます。いま、集中のメリットを追つて過度集中の現象を起したということと逆な流れができるというところでございまして、これは当然やつてまゐらなければならぬということでございます。しかしこの税が過密のところでも徴収されても、それがすぐ特別財源として使われるならまた別でございますが、そうでなく、ただ一般的な地方財源として使われると、過密の悪循環を続けるということになるのであります。これは整備をする、それだけ人が寄つてくる。道路をつくれれば道路の両側に全部うちができてしまふ。野原に駅をつくつてもすぐ町ができるというようなことにもすぐつながりますので、やはり税というものは、いま指摘されたように特別財源として誘導政策の財源に使われるべきものだ、こういう考え方でなければならぬ、こう思ひます。その一つの例がトン税でございます。これはもうでなければ自動車は運行ができません。いまの十兆三千五百億を二十兆円、二十五兆円、三十兆円、やがては六十兆円計画に拡大しても自動車は運行できない。だから貨物は鉄道に移さなければならぬ。よつて、自動車から徴収した税金ではあるが鉄道建設にも使ひ、こういうことをやつたわけでございます。これは初めはちよつと考えるとおかしいのですが、言つてみれば何とおかしくはない。荷物を鉄道に移す、海運に移さなければ自動車の運行ができない。これは同じ例でございます。で、税法の運用に対しては十分な配慮が必要であ

る、こう思ひます。

第二の三年間という固定資産税の減免、補てんの期間、これは私は初めは二十五年と言つたのです。まあ不動産の投資をさせるときに四分の一世紀というのはこれはもう常識なんです。これは世界の例がそうなんです。イタリアが労働者住宅促進のための施策をつつたときに、損保及び政府の剰余金は労働者住宅以外に使つてはならない。住宅用の土地については国有地を無償で提供する、同時に固定資産税は二十五年全免する。これだから労働住宅はできたのです。そのくらいでないと、三年間だけは税を免じてくれますから、じゃお互いのうちを北海道の阿寒湖のほとりに建てよう、こういつたつて、それはなかなか全部が全部建つわけがないのです。それならちゃんとそこに定着をするメリットを与えなければいかぬ。そのメリットというのはやはり二十五年、四分の一世紀、こういうことであります。どうもそうならなかつたことは、間々申し上げておりますように、暫定税率である一・七五の行くべきさだかでなかつたというところで、一年間はどうかにもならないというところで現行税法のとおり三年間としたわけでありまして、御指摘のとおり実質的には三、四年の間に新しい制度に踏み切つていければいいのでございまして、そういうことが前提でこの法律が立法されているのだ。しかもそれだけじゃだめなんです。まだまだ税法上の特典をもつと与えなければならぬのです。ですからそういうことで、理想はこれを推し進めてまいる。いまは三年ですが、現実的には、この法律の精神が生かされ、政策が遂行されるように税制上も考へてまゐりたい、こう考へます。

○中橋政府委員 移転促進地域から工場を誘導地域に再配置するにつきては適当な税制があるかどうかという点については、もちろん主税当局としましてはかねて関心を持っておるところでございます。なお今後、先ほど通産大臣が申されまじましたように、私も真剣に検討するにつきてはやぶさかでございます。

ただ、その場合には税制についてやはり避けがたい問題点というのがございまして、これは、私からあらためて申し上げるまでもないと思ひます。一番問題は、先ほど通産大臣が申されまじましたように、誘導地域における軽減ということはかなりやりやすいのでございましてけれども、移転促進地域において何らかの税収をあげるための適当な税金はないかということになります。なかなかむずかしいうございまして。特に利益についてそういうものを求めるというところは、地域を範囲といたしておりますので、非常にむずかしい。その場合にはやはり物件というふうなものがかんり重要な問題になるのじゃないかというふうに思ひますけれども、いずれにしてもそういうものは今後とも私も一生懸命勉強してまいりたいと思つております。それからさらに、もう一つは、御指摘のように誘導地域への財源という問題として考へるとしますれば、一体国税がいいのか地方税がいいのかという問題もございまして、あわせまして今後私も勉強いたしてまいりたいと思つております。

○岡田委員 もしこの地球上に人間の大量死があるとすれば、一つには核戦争による大量死、第二には公害による人間の大量死、もちろん第三には世代の断絶による人間の精神の大量死、こういうことを政治家は考へておかなければならぬのではなからうか。そういう意味では公害という問題の解決は、基本的には理想的な工業立地政策を進める、このことなくして幾ら場当たり的にやつても問題の本質的な解決はなかなかむずかしいからうと思ひます。私はそういう意味において、それぞれの地方自治団体の過疎過密の現状等をも勘案する場合に、また自治体政策としても本問題については大きな観点に立つて取り組んでまいらなければならぬ問題であらうと思ひます。したがつて、誘導地域に対する固定資産税の減免が大幅に延長されるとしても、地方財源そのものとしてこれに補てん措置が明確に伴えば、そのことについては問題はないのではないのか。むしろ

そういう政策を導入していくことが自治省として必要ではなからうか、こういう感じを、私は実は持っておるわけです。そういう意味において、いま私が述べた考え方に立って誘導地域に配置をされる工場の固定資産税の大幅な減免の期間の延長ということについては、自治省はどういう見解か、この機会に明確に承っておきたいと思ひます。——来ていませんか、それならけっこうです。

本法を運用するにあたって、当分の間は、せっかくこれだけの施策をするわけでありますから、誘導地域の中でもむしろ困難な地域、こういうものにまず原則的に焦点を合わせて政府は努力をする、こういう姿勢もまた私は大事ではなからうかと思ひます。したがって、移転計画の認定にあたっては、いろいろたくさんの申し出もあるかもしれませんが、原則として当分の間は、まだその実効がようやくあがりつつある産炭地域、あるいは農村地域の工業導入地区、あるいはまた公共団体が造成している団地、またもちろん公社等これに準ずる公共団体もございませうけれども、まずこういう団地に限って、優先順位の考え方の上立って工場を分散する場合の認可の基準にすべきではなからうか。そういう姿勢がまず当初から示されることが最も望ましいと思ひますのでありますけれども、この点について見解を承っておきます。

○田中事務大臣 移転計画の認定につきましては、いま御指摘のとおり産炭地、工業導入促進地域、それからいまの団地造成ができておるところ、これはもう当然そういうものを最優先的に考えるということでございます。現実問題としてはやはり初めはそこしかないということです。スタートの時点においては、いまあなたが述べられたところだけが認定されるということを考えていただいていると思ひます。あとは団地造成が行なわれておいても、少し規模が小さいとかいろいろなものがありますから、そういう環境整備ももう少し——ちやいな、いまの制度で四メートル道路

でもっていいのだというふうなものもありますから、そういうものは新しい規格に合わせる、新しい環境整備が行なわれるような方向で指導をいたしますが、認定はいま御指摘を受けたような方向で認定をする、こう考えていただいていると思ひます。

○岡田委員 今回の措置で、誘導地域に工場が立地をする場合に、その企業に対して平米当たり五千円、また当該自治体に対して五千円の助成措置を行なうということになっておるわけでありませうけれども、私はこれはむしろ当初、この一万円を地方自治体に向けてはどうか、こういう見解をも持っておたのであります。しかし、企業にもしやる場合においても、その目的が環境の整備、いわば緑の工業立地を完成するということでありますから、当然きわめて限定された施設に對して、そういう施設を行なうものに対してのみこの五千円の助成金は使われるべきだ。もちろん地方自治団体の場合も、この企業進出に伴う環境の整備、福利施設の充実、こういう限定されたものに当然助成金は使われるべきだ、厳格にそういう形で運営するべきもの、こう判断をいたしておるものであります。この点についてはいかがでしようか。

○田中事務大臣 工業再配置促進補助金の使途というところでございますが、環境保全施設または福祉施設に限定することにしております。これは具体的にグリーンベルト、公園、運動場、プール、体育館など、工場と地域社会の融和に寄与するものというところが一つでございますし、もう一歩進めて言くと、いままでのような規模よりも環境整備という規模、それから基準はきびしくなりますから、当然企業の負担というものもそこで多くなるわけですね。そういう将来にわたつての環境の保全が可能であるというふうなものに重点を置いて支出する、こういうことが原則でございませう。

○岡田委員 過密地帯における工場、これを取り巻く中小企業群、すなわち下請あるいは再下請、

こういうものが存在して、いわば事業が連動的に動いておる。そういうところにまた過密地帯のメリットがある。したがって、どちらかといえば機械工業などは本来であれば独立してもいいのでありますけれども、そういう連動関係においてどんな過密地帯に立地する、こういう傾向を東京の場合でも深めておりますから、大体六割以上は機械工業が立地しておるということでもわかるのじゃないかと思ひます。したがって、この一つの工場が誘導地域に移転をするという場合に、これに伴う中小企業が連動して移転できるかどうか。したがって、認定する場合、業種によっては、その及ぼす中小企業の面について十分配慮が行なわれなければならぬ社会問題を起こすと私は思ひます。この点についてまず第一点、通産省としてはどのように考えておるか。

第二点としては、労働省に承っておきますけれども、いわば炭鉱等が閉山になりますと、それぞれの企業に労働者が移転就職するということになるわけでありませうが、今度の場合には誘導地域に工場が分散するのですから、いわば工場、人間ぐるみの移動ということになるわけですね。しかし半面考えてみますと、すでにその地域に住宅をかねておる者もおるでしよう。これが住宅を放棄して工場とともに地方に分散するということは非常に困難なことだと思ひます。したがって常識的に考えても、工場移転に伴って工場とともに地方に現在の住居を捨てて移転するというのが困難なために、結局退職をしなければならぬという問題も発生してくることはきわめて当然だと思ひます。あるいはまた工場だけが移転したけれども、なかなか入居する体制が整備できないという問題も当然出てくると私は思ひます。そういう判断から考えて、特に移転後の労働条件の問題、また移転に伴う雇用問題、この問題がどういう形であらわれてくるか、非常に多様な形であらわれてくると私は判断しておるわけですね。これを一体どう対処していくか。いままぐ立法措置でこれを受けておるといふことは困難でしようけれども、事態によつてはある程度の特別立法あるいは関連法律の改正を行なつても、この面については、スムーズに雇用問題が解決されて、また移転後の労働条件等についても従来と変わらない保障というものがなされる、こういう原則だけはまず確立して、現行法で運営できない場合には、現行法の改正あるいは新たな労働立法措置をとるといふくらいは決意で労働省はこれを受けとめなければならぬのではないかと思ひます。この二点について、それぞれの見解を承っておきます。

○田中事務大臣 親企業が移るときに、また中堅企業が移るときに、付随する下請企業その他中小零細企業を移せるか、これは当然移したい、移すことを目的にしておる。これはワンセット移動ということを考えておるわけですね。ですから、きのうもちよつと答へいたしました、一つの元請工場が五千人の従業員を擁しておりますと、これに對して五、六倍の家族や関連者が移動する。四、五倍から五、六倍の者。また、その者に対してのそれと同じような下請企業、関連企業というものが移動をしなければならぬ、こういうことであります。これは関連中小企業が分散できるように措置をいたしたい、こう考えております。また、下請と元請との間の問題点についても指導助言ということとは当然行ないたい、こう考えております。あとは労働省からお答えいただきます。

○道正政府委員 お答えいたします。

工場の再配置に伴ひまして雇用問題がきわめて重要な関連を持つことは御指摘のとおりでございます。したがって、本法案の目的におきましてもその旨を明記いたしておりますし、また地域の決定あるいは計画の策定等に至りましても、雇用面に十分配慮するというたてまえになつておるわけでございます。特に工場の再配置に伴ひまして移転する場合、離職者の発生が好ましいことではございませんので、企業に對しましても極力配置転換その他指導を加えてまいりたい

いと思います。しかしながら、万が一離職者が発生することも予想されます。そういう場合には、離職前の職業相談でございまして、あるいは求人職の確保であるとか、あるいは再就職のための訓練の実施であるとか、そういうものもその施策を、雇用対策法あるいは職業安定法あるいは職業訓練法等々の規定に基づきまして各種の援護措置が定められておりますので、そういうものを総合的に機動的に運用することによりまして対処してまいりたいと思います。

御指摘がございました住宅問題でございますが、これも非常に重要な問題であることは御指摘のとおりでございます。その点につきまして、従業員のほうから見れば過密地帯から過疎地帯へ行くわけであるから、その最大のメリットは、過密地帯に在る限り住宅問題はなかなかおぼつかしいけれども、過疎地帯へ行けば住宅は何とかなるだろうという期待を当然持つだろうと思えます。そういう点につきまして、労働省といたしましていろいろ施策を講じておりますが、労働省の住宅政策といたしましては離職者中心のたてまえになっておりまして、現行制度のワケ内ではいろいろ制約がございまして、そういう点につきましてはわれわれといたしまして十分労働省なりに検討いたしますが、関係各省と十分連携を密にいたしまして、移転する場合の従業員の住宅確保対策につきましても努力をしてみたいと考えています。

○岡田委員 時間がありませんから……。中小企業もワンパッケージで移転をするという場合に、親企業の場合には力があっても、中小企業の場合にはなかなかそれについていけないという場合もある。そうすると、一応一回離職をして、そうして移住資金をもらえるような体制で分散についていくというようなことも私は考えられるのだと思うわけです。その点、法は弾力的に運用できるでしょうし、またこれからケースがあらわれてくるわけですから、私はそういう問題が必ず出る、こういう予測に立っておりますので、そういう意味で、

労働施策と雇用問題に対する工場分散に対する措置というものについてこの機会に強く要望をいたしておきたいと思います。

最後に、今度十月から、この法律の改正によって工業再配置・産炭地域振興公団という形で今日の産炭地事業団が組織がえを行なうわけです。もちろんそれぞれの事業団、それぞれの公団には歴史的な経過もあるでしょう。また労使の関係もございましょう。しかし、公団の場合には総裁という名称を使い、それに相当する待遇が行なわれる。事業団の場合には理事長ということで、それに即応する待遇が行なわれる。こういう面から考えますと、結局今度公団として発足する場合には、当然公団並みの組織体制になるのでありますから、当然その待遇、労働条件等についても公団並みの待遇がとられるものと私は判断をするわけです。この点、明確な大臣の御答弁をいただいております。おきたいと思います。

○田中大臣 工業再配置・産炭地域振興公団の発足を機会に、他の公団の給与体系をも参考にいたしまして、公団発足後できるだけ早い時期に給与体系の合理的な正にかなるよう公団を指導してまいりたい、こう考えます。

○岡田委員 以上で終わりますけれども、特にこの公団は、経理は産炭地は産炭地で、経理区分で行なわれる公団であるわけです。したがって、人事体制その他についても積極的な交流が行なわれて、その意思疎通が公団として滞りのないような、そういう運用をすることが最も望ましいと思うわけです。私はそういう意味において、この公団が今度の予算編成において、本来であれば別途の工業再配置公団として発足したいというのが通産省の考え方でありましたけれども、産炭地を含めてこういう公団になったのでありますから、この面の運用について明確な所信を承って終わりたいと思います。

○田中大臣 工業再配置部門に對しましては、経験のある産炭地部門から人を移しまして、人材の活用をはかってまいりたい、こう存じます。

す。

○岡田委員 終わります。

○鴨田委員長 石川次夫君。

○石川委員 工業再配置、この法案は田中通産大臣が独自の着想で始められたということで、われわれもかねてこれを念願しておたわけでございますから、その限りにおいてはきわめて高く評価をしたいと思っておりますけれども、しかしいままでのいろいろな計画が必ずしも計画どおりにはいっていない、計画倒れに終わっておるといようなことの反省の上に立って、これからどう進めるかということ、非常に大きな難問がたかきんあるのではないかと感じておるわけであります。

まずお伺いしたいのでありますけれども、旧全総は大体格差是正ということを目標としていろいろな計画を立てられました。昭和三十三年では関東、近畿で五七％というのを、昭和四十五年は四九％にする、こういうような構想で出発したものが、関東地方だけについていいますと、三一・八％が逆に三六・四％というふうになっておるといような過去の実績を示しておるわけでありまして、それで、新全総はその上に立ちまして新たに立て直したわけでありまして、ここできょう、田中通産大臣は経済企画庁長官も臨時に兼ねておるといので、そういう意味でも質問したいと思っておりますけれども、新全総は大体四十一年から六十年の間に年率八％の経済成長というこのものと、昭和六十年では工業出荷額が大体百六十兆円、こういうふうな構想であったと思っております。ところが意外に工業成長率のテンポが早く、四十六年から六十年の再配置の計画においては一〇％成長、昭和六十年には大体二百七十兆円である、こういうような構想だといふふうに漏れ承っておりますわけでありまして、簡単に承ったわけではございません、大体そんな構想だと見てよろしいのでしょうか。

○田中大臣 まだ正確な数字が出ておりませんが、五％にすると四十五年価格で百五十二兆

円、七・五％にしますと二百十六兆円、八・五％にしますと二百四十八兆円、一〇％成長にしますと三百四兆円という数字、一応実質成長率でもって見ますとそういう計算になります。だから、この間木村経済企画庁長官が参議院予算委員会ですべられたのが、まあ成長率そのものを考えますと八％ないし九％の間でもって考えざるを得ないと思えます。その中間値をとると八・五％、二百四十八兆円ということになるわけでございますが、まだ事務的に全部積み重ねておるとい状態ではないと思えます。事務当局からお答えさせましょうか。――私がいま申し上げたことで、今日の段階はこういうこと以外にはないということと申し上げておるわけです。

○石川委員 私のほうの推定と大体似たり寄ったりの数字だと思っておりますが、いまのはたぶん工業生産額だろうと思っております。私は出荷額ということとを申し上げていきますから大体合っているんじゃないかと思えます。

そういたしますと、実は最近において自然環境を破壊するという問題、公害の問題、非常に大きな課題になっておるわけですが、実はこの間驚いたのですけれども、農林省の権威のある方が発表している数字は、二十一世紀、日本の人口は幾らになるか、私は一億二千万くらいになるだろう、こう思っておったのでありますけれども、そうじゃなくて四千万人を割るだろう、こういう数字が出ておるわけです。この根拠についてまだ私つまびらかにいたしておりません。それほど経済成長というもののもたらす資源の破壊、自然の破壊、それから公害、こういうもの、あるいはまた食品添加物の弊害というものがつけ加わって、人口の生産、増殖率が、ふえるどころじゃなくなてどんどん低下していくというふうな数字が最近になって出てきておるわけでありまして、そういうこととからいいますと、一〇％の成長あるいは八％の成長であらう、あるいは政策的にそういうふうな誘導していくというふうな考え方はなく、もう人間が二十一世紀に生き延びることができかどうか

かという観点で政策というものを見直さなければならぬきわめて重要な段階に差しかかっておるものではないかというふうに私は判断をいたしております。

そこで、新全総の考え方の基本になっているのは、たとえば昭和四十年には石油化学は生産量八十万トンのところ、昭和六十年には十数倍に上って一千万トンになる。ただ一つの例を申し上げます。こういうふうな成長というものはそのとおりで、前提と考えてもいいのか、新全総といいますがその基本線に沿ってやってもいいものかと思いますが、私のひそかな心配の種になっておるということがあります。それから、たとえば工業誘致が、すなわち地域の繁栄につながるという考え方は、工業を誘致をする側の住民は最近はその考えはおらぬわけです。工業が誘致をされたから、おまへたちは貧しいから繁栄させてやるんだというふうに言っても、なかなかおいそれと納得はしないというふうな情勢というものがだんだんに始めている。たとえば私の県の鹿島開港にいたしましても、いまになって、あまりにも工業というものが急いで導入されたということに対する反発というものが相当強く出てきておる。それからあと一つ考えたのは、自然とか景勝地に対するところの認識というものは相当甘いのではないか。これは周防灘とかいろいろる景勝の地にどんどん工業計画というものを立てて、住民の相当猛烈な反対にあっている。こういう点が新全総の基本をなしているのではありません、この新全総はつくりにかえなければならぬ。新々全総というものをいま考えておられるということですが、こういう点はどういうようにお考えになって新々全総というものをつくるか。ということとは、再配置の問題は、新全総の前提の総合計画の一環として組み立てられるということになると、基本になる新全総自体の考え方が変わらなないと、私はたいへん問題が大きいのではないかと思われるのであえて伺うわけですが、こういうふうな石油化学についてはこのとおりいかぬと思いませんか。

こういうふうな見方、自然破壊の考え方あるいは景勝地に対する考え方あるいは工業誘致すなわち地域繁栄というふうに住民が受け取っていないというふうな、こういうことを考えの中に入れて新しい計画、こういうものにつくりかえる必要があるのではないか、こう考えるのですが、どうでしょうか。

○田中國務大臣 御指摘のとおりいままでのものを見直し、新しい視野と立場から積み重ねを行なう、積み重ねというよりは、今度は青写真をかいてこれから逆算してくるといふような計画的な面を持った新々全総ということにならなければならぬいだらうと思います。私もその意味で新々全総計画に対しては非常に関心を持っておりまして、特に新々全総の中に占める二次産業比率と全国的な二次産業の分布の状態ということを十分調整をしなければならぬ立場にあります。特に御指摘になった公害問題はこの三年ばかりでございいます。

私が昭和四十二年から四十三年に都市における公害問題ということを初めて提案をしたわけでありますが、このときにはあまり問題にされなかったわけでありました。地価の問題は非常に問題になりましたが、牛込の柳町の交差点それから大原町の交差点を例に引いて都市対策大綱というものを出したわけですが、そのときにはあまり問題にされなかったのが、一年間たった四十四年にはもうほうはいとして公害問題が起つてまいりました。そういう意味で、やはり新々全総といいますが改定新全国総合開発計画の中には、この再配置計画というものの調整というものは十分考えられなければならない。私は、この公団や再配置というものの機構とのつながりも、経済企画庁いま新全総をやっておる諸君とのつながりも十分つけていこうという、大体そういう感じで施策を考えております。ですからいままでの新全総ということだけではなく、計画性を持った、そうないと思いますというところでなく、そうしたいのだと思いますというくらいのことを国会で申し上げられるようなものにしなければならぬ、こう考

えております。

○石川委員　新全総ではあと一つたいへん大きな問題があると思うのですが、都市人口の過度集中、いわゆる過密過疎、この解決をはかるといながら人口分散ということが一つもいわれておらぬわけです。むしろそうではなくて、産業振興によつて過疎地域の人口流出を食い止めようとしたが失敗した、いまやその見込みがないところは人口流出を進めて切り捨てゐるんだ、こういう考え方が新全総には流れておるわけです。この考え方は私は非常にけしからぬ考え方ではないか、この考え方は人口分散という字は一字も使っていない、一回も使っていない、そうして過疎のところは過疎のままどんどん人口を流出させて切り捨ててしまえばいいではないか、こういう冷酷な考え方に立っているのが新全総の基本的な考え方である。こういう考え方もぜひ直してもらわなければならぬと思うのですが、いかがでしようか。

○田中國務大臣 全くそのとおりです。これは私も閣員の一人として主張もしなければならぬ立場だと思ひます。どうもこれは率直に言ひまして、集中するには集中するだけのメリツトがあるから集中するのであつて、それは避けがたいことだといふ自然発生を是認しておる議論が非常に多いのであります。ですからこのままで六十年になりますと、いま日本橋のまん中に道路原標があります。道路元標にコンパスの軸を置いて半径百キロの円を描けば、法律でいう首都圏ということになるわけでありますが、この首都圏の人口は二千七百五十万人といわれておりますが、現実には二千八百万人をこしております。私が四十二年に都市政策大綱をつくるときに、いろいろな調査をしたときに二千七百五十万人だったのです。ですが二千八百万人をはるかにこしておる。そうすると、それに六十年には一千万人ふえて二千七百五十万人が三千七百五十万人ないし三千八百万人になるということをお願いしておたのですが、今度の新全総でもって計画をしているいろいろな算定をし

すと、関東地方にはという、首都圏という百キロ圏に限定しておりませんが、四千万人以上集まるであろう。それをいろいろな政策をやつて齒どめをして入つてこないようにしても三千八百万人にはなりません、こう言つておるのですから、これは私が四、五年前に言つていたこととびつり合つてゐるのです。そのときは、先ほど申し上げましたが、六十年における日本の総人口は一億一千七百万人、私が想定したときは四十六年度は一億三百五十万人。それがそこまでふえておるわけでありました。一億一千七百万人になるであろう。一億一千五百万人ないし一億一千七百万人のときに、この狭い関東地方に四千万人という人が集まつて、それで一体政策が立つのかというところ、これはもう全く立たない、これは公害対策も全然立たない、こういうことでございまして、そういう意味で、どうしても二次、三次産業比率の平準化ということの裏には各地別適正人口の分布図があわせて描かれなければならない。いまのままでもつて自然発生をすると、九十年間たつてやつと五百二十万人になつた北海道は百五十万人以上も減るやうな状態になる。そんな状態で一体どうするのかという問題があるわけでございまして、水と土地と労働力の調査、いわゆる一次産業から一〇％以上の人たちが二次、三次産業に移動するということを前提にして考えますと、全国的人口の分布図というものもを前提にして過密地帯から人口を移すということでないかと、これはどんな政策を進めても成長のメリットは全部相殺されて、これは都市集中のデメリットというのではなく、成長のメリットというものを国民が享受することはできない、これは名目成長になつてしまふという結論は明確であります。そういう意味で、人口の分散といふことは、工業分散は人口の分散であるといふのとほとんど同義語であるといふふうに私は解しておるわけでございます。

○石川委員　たいへんうんちくを傾けた御答弁なんです、実は私に与えられた時間があと三十分ということなので、答弁は極力簡潔にお願

いしたいと思うのです。

いまの新全総の考え方は過疎地帯の極端な人口流出は押えないで切り捨てるといふ考え方に立っている。この考え方はやめて、人口の分散といふものを中心として考え直すといふふうにいまいの答弁から理解をいたします。そういう点で新全総といふものは見直されなければならぬ時期に来ているといふことを申し上げたいと思うのです。

それで、いま過密といふことの弊害がいろいろ言われたわけですが、産業といふものは人口稠密地帯にどうしても集まりがちだし、文化が集中しているところ的魅力があつて、求心力が大いに出てくるといふこともござります。それから何といつても情報化社会でありますから、いかに工場を分散してもオンラインシステムその他でもって中核的な機能といふものは地方分散することはあり得ない。情報の集まることにはどうしても産業といふものは集まるざるを得ない、文化といふものも集中せざるを得ないという歴史の必然というものがあるわけですね。そういうものに抵抗して何とかして分散しようといふのでありますから、これは多少の誘導政策といふものではどういふ実現しないであらう。いままでの計画と同じような計画倒れに終わってしまうのではないかと懸念が多分に持たれるわけです。地方からの抵抗といふものも相当あるでしょうし、それからたとえば周防灘、志布志開発計画といふものについては計画を練り直せといふ結論が諮問機関の審議会のほうから出ておる。これは大臣も御承知だと思つてありますけれども、たとえば産業廃棄物の量と処理法が明確ではない、それから誘致企業による雇用人口の算出に水増しがある、用地用水だけをいふ企業優先で住民という配慮が欠けておる、こういう点で周防灘、志布志の開発計画といふものは現在の計画は反対である、こういう結論が公式の機関から出ておるわけでありまして、これは運輸省の委託を受けた結論として出している。ところが新全総計画に基づいた周防灘と志布志計画であつたはずなんです。そういうものがどどん計

画をやめるところにまで現在批判をされておるといふ事態をよく反省をしてもらわなければならぬと思つておる。そこで巨大工業開発が必ずしも住民福祉とか地域振興を意味しないといふのが最近の思想になつておる。

それから現状以上の開発をいう前に、無公害技術といふものを何としても開発しなければならぬ。そういうことで私はこの前特に声を大にして——排煙脱硫といふものは工業技術院でやつておられますけれども、実験段階は一応終わったといつておりますけれども、全然あんなものは役に立たぬです。日本ではどうしても稠密な地帯に、アメリカの単位面積あたり八倍から十倍のエネルギーを多消費をするといふようなことになれば、この排煙脱硫なんかはまずもって何といつてもマンハッタン計画に匹敵するような大規模な計画でもって確立されなければならぬ。それでなければ産業が発展するなんといふことは絵にかいたもちにすぎないといふことは言うまでもないと思つておる。これをぜひやつてももらいたい。そういう発想の転換をぜひやつた上で新全総計画を新々全総といふものに切りかえて、その上に立つて工場再配置、しかも自然に求心力のある情報の集まることに産業が集まらないように分散をさせようといふのでありますから、相当抵抗を排除してやるのだといふことになるわけです。あと一つは、過密都市に集中したところから出たところの自然増加人口といふものをさらに地方に分散させようといふことは非常に無理な話なんです。でありますから、この計画はきわめて雄大な構想として評価はしますけれども、現実の問題としてはできるのか、こういう懸念といふものはどうしてもつきま

とわざるを得ないのです。そこで私は端的に申し上げますけれども、これはほんとうは社会党の発想といふことになりまして、けれども、エネルギー産業といふものは私は国家がやはり一元的に握らなければならぬと思つておる。そういうことでエネルギーの配分といふことを通じて産業構造の改革あるいは工場の再配置といふもの

のまで考えないと、金で補助をする、あるいはまたいろいろの税制でもって控除をするといふ程度のことではこの構想といふものはとても実現はできないのではないかと。私はこれは田中さんの非常な政治力をもつてしても非常に困難だといふことを銘記した上でひとつ取り組んでもらいたいと思つておる。私はもうエネルギーといふものを押えておいて、エネルギーの配分といふことから産業構造の改革、たとえばいまのエネルギー多消費産業の日本はGNPの中で一〇%は占めておる。先進国はすべて五%から六%のものが、日本では一〇%も占めておる。こういうことから、この産業構造の改革からあわせて考えていかなければならぬ問題ではないか。

それからあと一つは、いままではスクラップ・アンド・ビルド、こういつておられますけれども、ビルドのほうばかりが進められておる。スクラップのほうはほとんど進んでおらなかった。今度は初めてスクラップの方針としていろいろな方法が考えられておるといふことは一歩前進であらうと、その点は評価をするにやぶさかではございませぬ。そういう点で非常に困難な事情があるの

で、私はよほど思い切った取り組み方をしないと、いままでの計画と同じようなことになりはしないかといふことをおそれておるわけでありま

す。それから何といつてもこの問題で工場分散ができるかできないかといふ問題は、土地政策と地価対策に尽きるといふことも過言ではないと思つております。そこで地価問題について連合審査があるのですけれども、商工委員会ではそれに参加することになつておりませんが、工場再配置といふような問題になれば土地問題、地価対策抜きにして考えられる問題ではございませぬ。私は前に当選してからずっと建設委員会の理事をやつておりまして、それで土地問題、地価対策はたいへんな問題になるぞといふので、十年前に実にドラスチックな案を出していたのです。全然それが取り上げられておりません。今日になつていよいよこ

の地価対策といふものはいへんなものだといふうな形になつておりますけれども、四十年間営々として働いた退職手当でうちを建てられる人が一体何人あるのだ、東京で土地を求めて家を建てるなんていうことはほとんど不可能です。たとえば四十年近く働いて退職手当千円という人はほとんどないでしょう。一握りでしょう。その退職手当で東京で土地を買つたとすると、二十万円の土地だつたら五十坪で終わります。そういうふうなばかなことを許してはいかぬ。これはどう考

えても政治上の犯罪だといふふうに私は考えざるを得ないのです。そこで、説法するつもりで申し上げるわけですが、いふ言つておることがあるわけですね。これは、土地が開発によつて発展をして値上がりした分を、これを個人に帰属させてはいけぬ、社会に帰属せしめるべきである、こういう大胆率直な意見を孫文先生が戦争中に言つておられるわけです。

り土地というものは個人のものではないんだ、これは公共のものであるという思想がまず基本的に確立をされないという、土地政策というものは私は確立をされないのではない。非常に困難な問題ではあるけれども、この辺から普及徹底させて、そのような使用権だけを国民一人一人が持つておるんだ、究極的所有権は国家に帰属する、こういうようなところまでいかなければ、土地政策というものの完べきを期することはできないんだ。はなからうか、こう思うのでありますけれども、この憲法の改正の原文が残つておればよかったとお考えになりますか、これは改正するのが当然だったとお考えになりますか。

○田中国務大臣 私は新憲法下第一回の選挙において国会に議席を得たわけでございますから、憲法改正の問題につきましてはあとからいろいろ勉強したわけでございまして、憲法改正のメモランダムに関しては私自身も審議に参加しております。おりません、メモランダムの原案も知っておりますし、どのような状態を経て現行憲法になったかという成立の過程は承知いたしております。

しかし土地に対する考え方は、やはり二十九条の規定、これはもう私権尊重、所有権尊重ということで私はいい、こう思います。しかしあなたが述べたような公益のために土地は使用せられるべきである、究極においては国家国民、主権は今日是在君から在民に移つておりますから、主権の所有であるというこの考え方というのに対しては、私自身はそれをそのまま理解をいたします。ただ、それは法制上主権の、国民のものである、国家のものであるということよりも、現実的に土地の利用が、その目的を達成することができるようになれば足るという考え方を長いこと議員としても個人としても、また学説としても私はそれを信じておるのでございます。だから私はそういう意味で立法も行ない、それから今日これからもそうしたいと思つておるのであります。

それから先買権を制定したり、土地の収用権

を制定したり、これはやむを得ない処置としてやつておりますが、それよりも国土全体の利用計画を法定するというを行なう。そうすれば地価問題も土地問題も片づくのです。そしてもう一つ大事な問題は、国土の二〇〇に三千二百万人も集め、それがまた五千万人になることもやむを得ないという前提をとる以上は地価は上がる。これはあたりまえだと思つておる。全国土の二〇〇に七〇〇以上の人が住んでおる、その集中はやむを得ないんだという態度をとつておる限りにおいて、地価は無制限に上がる、こういう考え方なんです。しかしそういう意味では、分散をして二〇〇の面積を二〇〇にすれば、これはもう十分の下がるわけでありまして、それだけじゃない。いま一・七階平均である東京の土地を七階以上にしなければならぬ。これは全く仮定の議論であります。七階以上にしなければならぬ。そのためには金も貸すし税制上の優遇もいたします。それでもなおやらなかつたら、都市改造公団が国が地方公共団体が代執行を行ないまして、その期限は十五年である、こう法定できるとすれば、地価は十分の一に下がるわけでありまして、また、工場地帯でなければ、緑地帯に指定されれば、建物が建たない土地でありますから、それは東京の二十三区の中でも坪一万円もしない、こういうことでありますから、法定でもって、いま建築基準法とか都市計画法によつて建築率をきめたり利用率をきめております。だから住居専用地区の中にはビルができません。ビルができない土地は安い。これは幾ら土地がなくてももう上がらないのです。そういう意味で、土地の利用ということを非常に正確に規定をすることによつて、あなたがいま指摘をした憲法の原案、それ以上の効果をあげることもできる。今度はこの分散の法律そのものが地価、土地問題を解決する一つの手段である、こういうふうに考えておるのであります。憲法の原案そのものは土地はすべて国のものだ。私の考え方は、地表から五十メートル以下は私権が及ばないとか、空中権に対しては公益は私益に優

先するということでもって、モノレールはビルの中を、二点間の最短距離の直線を結ぶべきである、その程度の私権制限はやむを得ない、これは憲法二十九条に違反する行為ではない。私は世界的に見ても非常に新しいといわれる土地に対する、私権に対する考え方を打ち出しておるわけでございますが、これからはやはりそういう立場で、もう少し角度を変えて土地問題というものを見ていただく。私はあなたの土地に対する御発言をずっと聞いておまして、見識ある発言だと思つておりますが、いつかひとつこういう立場ではなく、あなたのお考え非常に参考になるものがあります。私勉強しておりますが、ひとつ私の考え方もぜひ聞いていただきたい、こう思います。

○石川委員 地価問題をやりまして、幾ら時間をかけても、これはとても結論の出る問題ではございませぬ。私は十年前に、古いものを私持っておりますけれども、一定の限定された地域内の土地の売買は全部国家がやる、私企業がやらせるべきじゃない、そこまで徹底しなければ土地問題はたいへんなことになるよという警告を發しておつた記憶がまだなまなましく残つておるのです。それに近い考え方であれば、今日このように土地問題で悩まなくても済んだのではなからうか。

それからあと一つは、新全経のように国家の全部の土地利用計画をこまかに規定していくということが必要であらうということをご提案をいたしておるわけでありまして、そこで、非常に枝葉末節のようなお話になつて恐縮なものでありますけれども、住宅地審議会ではいろいろ小出しに土地政策の問題について答申をいたしております。これは建設省の中に入つておりますが、私は住宅地審議会の性格からして、一つの省に所属せしめるべきではない、これは内閣に所属させて、内閣全体が取り組むべき問題ではなからうか、私はこういうふうな考え方を持っておりますが、その点についての田中通産大臣の御意見、結論的でございますので……。

それからあと一つは、日本には不動産学という学問が大学にないのです。私は十年前から、アメリカの大学には、非常に実証的な学問が進んでいるところですから、日本のように抽象論ではなくて、具体的な問題について、不動産学部というものがあつて、都市計画とか不動産経営とか鑑定評価をやる。そうして、そういう人たちが卒業してから土地鑑定士という免許を持つて、土地はいかにあるべきか、土地はいかに評価すべきかということ、地価公示制度の前提として、大学における一つの見識ある学問、学部として成立させる必要があるのではないかと提案をしておつたわけでありまして、これもまだ生まれておりませぬ。

この二点についてどうお考えになりますか。

○田中国務大臣 住宅地審議会というものが建設省という一省に所管されるべきでなく、内閣という立場で所管されるべきだ、これは長いこと議論されたものでございまして、これは御説のような考え方もあります。ただ、内閣に全部持つていってしまうということになる、各省に全部関係のあるものは経済企画庁にみな持つていってしまう。経済企画庁にみならず持つていってしまうので、どうも経済企画庁というのには苦情処理省だなどというこもいわれたわけでございまして、これは海外経済協力基金が、通産省と大蔵省と外務省がもめたので経済企画庁に持つていけ、何でも権限紛淆を来たすおそれのあるものは全部経済企画庁で、経済企画庁とは何ぞや、これは内閣に持つていくというこもだつたのです。それが一体いいものかどうか。いまはまた総務長官に全部持つていっている。交通安全でも何でも総務長官です。交通安全というのはいろいろあるけれども、やっぱり運輸省のほうがいいのじゃないか、責任がはっきりするのじゃないか。しかし、理論的にいうと、運輸省という一省じゃだめだから内閣へ持つていけというこもで、現に内閣でやつておるのです。……まあ建設省を国土省ということにして、国土計画は建設省をしてやらしめるといふ考え方と、内閣にすべて持つていって、予算も内閣の予算

局ということであるべきだ、大蔵省に専管すべきじゃない、こういう考え方がずっと戦後続いておりましたが、要は、宅地制度というものが政治的に一番大きな問題でありますので、内閣で所管するかどうかは別に、もう少し広範な立場で、専門的過ぎる議論だけに終始をしておるというふうなことではなく、もっとある意味においては政治的、国際的視野に立って宅地制度を見れるようなものにする必要があるんじゃないかということ、を、私自身宅地制度にも関係をしてまいりましたから、そういう感じを持っております。

学問的に、不動産特に土地という問題の研究が十分でない。これはほんとうにそうなんです。これは水といつても河川工学というふうなものを主体にしております、利水と治水というものを一つにしたものがなかったように、われわれが生活のために生命を託しておる大地、土地問題に対して、明確な学問もなし、制度もなしということ。これは不動産鑑定士とか土地家屋調査士とか、これはみな議員立法であります。内閣がかかる重大な土地問題や宅地問題に対してさえも閣法として提案をしない、必要やむを得ざるというふうな事態に対処して議員立法で今日なつてきて、それしか制度はないというのですから、どうもおかしいという感じは、私も同じ感じを持っています。これはやっぱりもつと学問的にも制度的にも確立を必要とする。御説と大体同じ考えであります。

○石川委員 大学に不動産学部がないということは、日本の場合非常に不自然だし、非常な欠陥だと思つて、この点もひとつあわせて御配慮願いたいと思つて、土地問題をやりまうと時間が幾らあつても足りませんので、結論的に申し上げます。

いま土地の配分計画あるいは工業再配置というものが成功すれば、それが地価の低下につながるという面だけを強調されておりますけれども、配置をされたその先では、土地を持てている人はよろしいけれども、やはりそこでも、土地が上がつ

て地価公害というものに悩まされるという結果が、逆に出てくるわけでありまして。土地を持たない人は、工場を誘致されることは、住宅をつくる上についても何についても非常な障害になるという、地価公害が生れるという逆な側面というものを忘れてはいかぬと思うのです。いずれにいたしましても、地域開発については、地価が高騰してしまつて、八〇%以上かかつてしまつたというふうなことでは、いかに公共投資をやつてみたところで、土地を買うだけに費用を使つてしまつたという形では公共投資が生きてこないし、土地成金を生んでいるだけだということになっている。この重大な欠陥ですね。これは地価対策としては何としても取り組まなければならぬ深刻な問題だと思ふのです。

そこで、私は、住宅宅地審議会の問題は、経済企画庁に所管をさせるとか総理府に所管をさせるとかいう考え方はないのです。これだけ地価の問題、土地の問題が重大な問題になれば、内閣総理大臣直属の権威のある機関にしろ、そして真剣に取り組む必要があるんじゃないかということ、私は提言したかったのです。経済企画庁と総理府とかいうことになれば、非常に煩瑣な仕事をかかえた中の一環としてこれをとらえるという形になりますから、そうではない面であつてこれをとらえる必要があるんじゃないかということ、で申し上げたかったわけでありまして。地域開発の非常な障害になつていふこと、それから二重担保その他で信用インフレになつていふこと、十年前にはほとんど騒がれておらなかったのですが、最近財界が騒ぎ始めたというのは、アメリカの十倍以上、二十倍にもなつて、生産物の価格というものに反映して、これでは国際競争力が低下するといふようなことから、財界があつてふたつていふこと、土地が値上がりをするといふことで、土地を担保として、土地が値上がりをするといふことで、むしろ歓迎しておつたといふような考え方は、抜本的に改められなければならぬと思ふのであります。

それからあと一つは、この前の高所得者の一覧表でもわかりますように、土地を持っていればほとんどもうかる、土地を持てない者は住宅もつけないといふようなことでは、勤労意欲は非常に低下するし、人心の荒廢にこれ以上の影響を与えるものは少ないのではないかと私は考えざるを得ないのです。そういういろいろな面からいって、土地の問題、地価の問題は、憲法の原案であつた、究極的所有権は國家に帰属するといふ考え方に立つた上で、抜本的な取り組みをしないと、とてもあつたやうなわけではあります。時間の関係がありますからきょうはこの程度でやめますけれども、何といたしましても、土地政策と地価問題というものはたいへんな問題であります。私は、十年前から出している提案が全然生かされてないといふことを非常に残念に思つております。その点で最後に田中大臣の信念といふか所信を聞きまして、私の質問はきょうはやむを得ず、時間の関係上終わりにしたいと思ひます。

○田中大臣 土地問題は、これはほんとうに政治問題でもあるし、この問題に対して結論を早くに出さない限り、国民的安定を得ることはできない、そう思ひます。實際世界に例のないほど所得が短い間に向上してござりながら、一生働いても幾ばくかの土地しか持てないといふことであるなら、これはもう何をか言わんやといふことでござります。それは言うまでもなく、局限された土地で、月給は上がったが、無制限に集まるというところを是認しながら東京や大阪で土地を求めようとするところに問題があるわけでございます。小なりといへども、日本の国土全体を考えれば、一億人ぐらゐに土地を与えられないといふことはない。これは、考え方によつて、私がいま提案をしておるような政策が進められる限りにおいては、必ず土地を持つことは可能である、こういうことでござります。

それで、最後に、この法律が成立をいたしました地方の地価が上がるというふうなことになるに、必要な法制は整備したいと思ひます。これはいまの都市計画法や建築基準法によつて使用制限をいたしておることによつて地価が抑制されているように、工場地帯であつても、その整備すべき条件を法律や条例で明示すれば、地価は一樣に押えられるわけでありまして、そういう制度の完備も引き続き実行してまいりたい、こう考えます。

○中村委員 次は中村重光君。問題についてはまたあらためてお尋ねをすることにいたしますが、自治大臣が十二時四十分ごろ見えられそうでありまして、きょうは田中大臣の答弁はあまり制限をいたしませんから、どうぞひとつ十分に抱負を述べていただきたい。

まず大臣に、同僚諸君への答弁をずつとお聞きしておりますと、本法案は全国的な開発計画である、その他の首都圏整備であるとか、あるいは近畿圏であるとか、あるいは産業地であるとか、農村工業導入であるとか、その他諸計画は、これは地域開発で、たいへん遠うところだといふようなお答えに実はなつていふわけですが、なるほど本計画は、小さい一都道府県であるとか、あるいは市町村とかといふことになつて、もつと広い範囲の一つのブロック的な形で計画を進められるという点については、私は、広範な計画である、それが全国的な開発計画であるといふこともいへようかと思ひます。しかし實際的に、いままでの地域開発計画であるとか、あるいは拠点開発計画といふもの、どう違ふのかといふ点であります。必ずしもその点明確ではございません。

ですから大臣だけがわかつていたいたしても、これはどうも私も十分理解しなければいけないこととありますので、その点具体的にひとつ大臣の、相違点といふことで確信をお持ちになつていらつしやることを御説明いただければはつきりするのではないと思ひます。

○田中大臣 私も何回か申し上げましたが、

地域立法がずつと行なわれてまいりました。これは私たちもずつと関係してまいりましたわけでありすが、中には熱海国際観光温泉文化都市建設法、京都国際観光温泉文化都市建設法、旧軍港市転換法、それから新産業都市建設促進法、それから離島振興法、山村振興法、低開発地域工業開発促進法、それから北海道防衛住宅建設等促進法とかいろいろな局地的な問題がありました。これは北海道、東北開発法、四国、九州開発法もそのとおりであります。首都圏整備法の前法である首都圏整備促進法に関する法律、工業整備特別地域整備促進法、その他ほかにもいろいろなものがつくられてまいりました。その他の具体的な政策としては八郎潟干拓とか、それから豊川用水法とかいろいろなものもつくられてまいりましたが、これはやはりその地域その地域のものでございます。ですから地域を指定してやる。同じような体系ではあります。産業振興法も同じであります。しかしこれはどうしても過疎と過密がありまますので、過疎地帯から人が逃げ出さないように、過疎地帯を振興するためにというような地域からの陳情、請願という国に対する要求という立場、方向からつくられた法律であることは間違いないわけでございます。ところが初めて今度は現時点において四十七都道府県の中で、また市町村の区域の中で、工業生産の集積度の一定限度以上のものを全部列挙いたします。現に人口の集中度が一定限度を越えているものも全部明らかにいたします。そして人口が非常に少ないところ、一次産業比率の高いところというものが一目瞭然になります。そうすると、これから東京や大阪に出たいという人は、出ないで自分のところで工場をつくったほうがいいんだというところは明確にわかります。それから東京や大阪という過密地帯にある工場は、さてここでもって公害防除投資をしなければならぬのです。同時に、公害防除投資をするだけではなく、設備の更新時期にもう来ているわけでありまます。そうすると、そのときに産業自体とすると、準拠法というやうなものや、禁止をするとか、それから出ていくなら誘導政策をするとか、誘導だけではなく補助政策もあるのだということを示されないと、なかなか新しい工場をつくって稼働させることができなかったんだというやうな問題がたくさんあるわけです。そういうことで、やはり六十年といえはそんなに長い話ではありません。だから、これだけ国会では公害論をやっておりますし、公害の設備などはどうしてもやらなければいけません、公害の出るやうなものは全部新しいものに更新しなければならぬのだ。そのときにやはりいまの土地でもって新しく大きな投資をするか、いまの土地を売って、圧縮転換という税制でもって免除を受けられますから、いまの東京でもって三百坪の中小企業の町工場を売っても、三十万円にしても三三が九で一億になるのですから、そうすればそれを新しいところに持っていくば新しい設備で十倍の環境のいいところに移ることができる。しかしそれは自分だけ移つてもどうにもならないのだが、政府はそこに団地をつくってくれるという制度がある。しかも税制は減免税をするのだ、これからは全部そうなるのだから、このことを明らかにすることによって、移転も促進されるわけでありまます。いま私のところからでも、北海道でもって、私は北海道の話ばかり出して恐縮でございますが、美幌の炭鉱がとにかく閉山した。そのときに三菱グループが美幌に対して工場を持っていくにははずはない、一カ月に一億ずつ炭鉱をやつておれば赤字が出るというのだから、二年間たてば二十五億になるじゃないですか。二十五億ここで投資をして、しかもそれは赤字が出るというのを覚悟していた分を投資をしてあそこ工場をつくれればペイしないはずはない、こういうこと。そこでどうなるかというと、それなら二十五億の赤字相当分を使つて工場を持っていくことは簡単ですが、ほかの工場も来るのか来ないのか。しかも政府が誘導政策や補助政策をやってくれるのかやってくれないのかというと、石炭山というものは石炭が出るから町ができたのであって、石炭がやめれば必ずほ

かの産業にいいという条件ではないのです。港灣があるというわけじゃないし、消費地がすぐ隣にあるというわけじゃないんですから、石炭山が閉山したときにはほんとに他に集中的な大きな投資をするときには、国の政策の方向がはっきりしてなければこれはむずかしいです。そういうことに対して、今度は産炭地は誘導地域に指定するんだ、この法律は通すのだ、絶対実現するんだ、国の政策の方向はそうなんだ、こう言う、そうならばそれは考えられます、こういうことで、それから、これはほんとうに中小企業などは方向を全部きめてやらないと、とてもやれるものじゃない。しかも自分が行こうとすればいろいろな処分せんも案内図もちゃんと公団は用意してくれておる、政府との連絡もとってやる、それで金は貸してあげます、あと地は買つてあげます、税制上はこう優遇します。そういう制度をつくらないで、いまの家を売つてどこかいとこへ行きたいなと思つておつても、あつと云つていううちに三年、五年、十年は夢の間に過ぎるのが実際なのです。そこに過密という弊害がどんどん積み重ねられていって、石川さんもさき言つたけれども、確かに十年前にやればいまのコストの何十分の一でできたと思うのです。しかしいまになつてしまつた。一日一日とこの状態が悪くなつておる、こういうことでありますので、地域立法と、今度の全国的なものが十月一日のスタートまでには青写真をかきますが、これを二重写しにするときに、この地域開発というものはいまよりも非常に大きく促進する、こういうふうに見ておるわけでございます。ですから、地域立法はばらばらと、時を同じうしてつくつておりませんし、ほぼ同じような方向ではあるが目的が違つていくことで、その関連性というものは調整することとはむずかしかったのですが、今度の工業再配置というもので、いままでの地域立法のいろいろ問題、いいところが全部調整ができるように調整すれば力は大きくなるのです。流れは大きくなるはずであります。そういう意味で、水の流れを

シフトカットすることによっていろいろな流れが全部そこに来る、こういうやうな調節機能も行なうし、総合的な計画の推進が行なえるというところで、この法律というものは、いままでは地域の振興のための具体策ばかりやつておつたのですが、振興をするにはどこから持つてこなければいけません、持つていくためには追い出すという、ポンプと排水口と同じことをやはり政策として考えなければいけません、これは完ぺきではありませんが、そういう考えを持つて立法されたものであるということだけはひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 大臣の考え方というのですか構想というのをはかるのですけれども、それは将来に期待されることになるわけですよ。なるほど誘導地域とそれから移転促進地域という形に分けるわけですね。ところが、その課税の特例の問題、誘導地域に移転していく企業に対してのこの特例も変わらないのです。固定資産税の三カ年間の問題だつて三カ年というのはいまやつていけるわけですよ。その限りでは変わらない。将来は別ですよ。将来構想は、固定資産税の問題についても二十五年構想というのがあるわけだから、それから移転促進地域において追いつきの、外形賦課税というのか何か、これは大臣は確信を持つておられる。これはぜひやらなければならぬと云つておられる。将来の大臣の考え方というのか構想というものはわかるわけだけれども、私もいまこの法律案を審議する限りにおいては、その点は表に出てきてないというところなんです。したがって、移転促進地域という、そういう形にはなつておるけれども、これは移転促進のための懲罰的なものも何もないというところです。そういうやうな点から、この法律案に基づくとこの計画というものが全国的であり、従来の地域開発計画であるとかあるいは拠点開発計画といったやうなものとの相違点は必ずしもここで明確に出ていないということなのです。

それから、いま大臣がお答えございましたように、第三条の「工業再配置計画」、この中の第三項に、工業再配置計画は、いわゆる全国総合開発計画であるとか首都圏整備計画であるとか、あるいは近畿圏整備計画であるとかその他の計画、その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならぬ。条文にはこう書いてある。それでは具体的にどういう形でこれが調和されるのか。どう結合されていくのか。これらの計画はすべて一人歩きができるわけですから、法的に何かの規定として調和されるのだという、法律として明記されていなければならぬ。法律として明記されているのですが、じゃあ具体的に政令か何かでこれを、その他の法律案を制約するような形で結合するあるいは調和させるということを考えておられるのか。それらの点も明確にお答えいただかなければいけないんじゃないでしょうか。

○田中(重)委員 御指摘ございましたように、法律上非常にまだ不満足であるというところは私自身が不満足である、こう思っております。しかしこれはスタートさせておくことによって準備も、これは国土総合開発的なものでございまして相当なものでありますから、とにかくスタートをさせていくことによって、少なくともいろいろな地域立法との調整、連絡もしなければならぬ、こういうことであります。それから制度上はこれからいろいろ整備をしてまいって、特別会計さえもつくられなかったわけでありまして、しかし制度だけでも満足させなければならぬというところで、制度でも満足させないと、工場を移転しようと思っても、実際どこへ移転すればいいのか、自分の出身地だけ調べてみようかというものであつて、なかなかできないのです。そして議員でも、私もずらずらといろいろなことを言いますが、まあ産炭地とか北海道開発法とかいろいろの問題、離島の方々なら離島振興法をよく御

存じです。私たちは低開発地域促進法をよく知っておる。しかし山間の山梨県でもない岩手県でもない、山村振興法ということはある興味がない、ようわからぬ。いろんなことで産炭地に関係のない人は産炭地振興法もよくわからぬ。だからどういう工場が行くのかなかなかよくわからぬ。だから制度上は不完備であります。これはほんとうに工場というものが主体にならなければならぬ。この主管庁である通産省が、産炭地なら通産省がやっておりますから、通産省は今度の工業再配置促進法というものを立案し御審議をいただいて、これを通していただく。今度そう

なつたから同時に中小企業白書の中でも、中小企業に移動の意思があるかないかということを開いているわけだ。二七％は直ちに移動をしたい、五〇％は条件がそろえば移動したい、こういうことであります。だから今度、全国の産業に対して、いわゆる制限地域にあるような産業、制限地域

じゃなくてもいろんな企業に対して一切通産省は移動希望とか説明をいたします。産炭地はこうなりますと、全国的に直ちに産炭地などは誘導地区として指定いたしますから、そういうものは通産省の内部として一切説明もできますから、そうして移動したほうがいいですよ、ではどっちがいいんですか、北海道へ行くか四国へ行くかという問題はあります。やはりそういうような情報の提供、それから仲介、説明、そして制度上の援助、こういうものがありますので、まあ平年度三百億、これは百五十億ではございしますが、これはうまくほんとうに認定がどんどん進んでいくということであれば百五十億にこだわるものでもございせん、そういう意味で制度としてはどうも中途はんばだが、どのくらいの制度になれば一番いいかという、申し上げたようにニュータウン法と同じような条文がこれにあれば、これはいいやおうなしに分散しなければならぬ、受け入れ地は整備をしなければならぬ、こういうふうになつて明確になるのですが、いま御審議いただいておりますその中には不備がある。だからここはど

もあまりメリットがないのじゃないか、もつと魂を入れなければいかぬというお気持ち、私もそう思っております。しかしこれはないよりも、ないよりもというより、これはもう絶対に必要である。そこで青写真をかいて調整をスタートさせる。来年度とにかく二千億、三千億という予算を獲得しなければならぬ、そういうことによつていろいろ法律の調整を進めるといふことは大きなメリットがある、私はそう考えておるのです。

○中村(重)委員 いま大臣が率直にお認めになつたんだから、大臣のそうした将来の構想というものは私は期待をしたいと思つたのです。しかし少なくとも大臣がいま答弁されたような形でこの法律案というものが推進されなければいけない、不十分な点は補つてもらわなければならぬと私は思ふのです。

それで、いま大臣がお答えになつた限りでも、私はやはり工業の適正配置としての立地政策としては不十分だと思うのです。したがつて、工業立地政策の基本を示すところの立法が必要じゃないかろうかというように私は思つておるのですが、その点は大臣としては、この法律案を何か基本法的な役割りを果たしていく基本計画とか実施計画というような形に分けていくとか、いろいろ内容を盛り込んでいくという形においてそういう点を十分生かすようにしたいという考え方でしようか、あるいは将来とも工業立地の基本法をつくつていくとする考え方があるのですか。

○田中(重)大臣 この法律を基本法にしたいという考え方がありまして、この法律にいろいろなもの付加してまいらうという考えであります。いま都市計画法でありますとか建築基準法で、都市計画区域内における土地の利用制限というものをちゃんと定めるようになっております。ですから地価の抑制ができるのです。ところがこの法律でもってやはり工場をやる場合に、都道府県知事か通商産業大臣はということで、国土の利用計画というものを建築基準法や何かと同じようにきめて

地価を抑える、こういうことと、工業団地の基準も全部きめることが望ましいと考へたのです。ところが、どうもそうすると、工業再配置の名において国土改造法をつくらうとしておるといふことになつて、権限紛争が起つてくるのです。いま私は経済企画庁長官の臨時代理をやっておりますから、きようは言えるんですが、来月の初めになつてまた通産大臣という専管に戻るといふと、言えないのですが、そういう法律があるかといふと、二十五年に国土総合開発法がある。国土開発

法の中に今度一条を付加して、総理大臣は国土の利用計画を定めなければならない、利用区分を明示し、これを公示しなければならないという建築基準法、都市計画法と同じ条文を挿入すれば足りるんです。ところがこの法律と、国土総合開発法と一緒にここで御審議いただくことにはならなかつたわけだ。この法律案というものを審議して

いただいて、法律にしてみたら、さらにこの法律の中に必要最小限のものを書くのか、他の法律でもってやるのかという問題は、もう少し練らしていただきたい。この法律が通れば、この次には工場団地の基準とか、それからいま御審議いただいております、御質問があり、あと修正になるかもわかりませんが、環境の確保のため、ちゃんと法律とか政令で環境の確保の基準をきめなければならぬ、こういうような、これが具備しなければならぬ条件が一ぱいあるのです。そういう問題は、半分、三分の二、おおよその案はあるのであります。しかしこれから御意見を承りながら完すべきものにしてまいらう、こういうことであります。

○中村(重)委員 時間がずいぶん余つておると思ひましたところが、もう残り少なくなつてまいりました。これからはひとつ、重要な問題でありますけれども、簡潔にお互いにくことにしたいと思います。それから公害の問題ですけれども、大臣は、本法案は公害をなくするところに意義がある、そこで公害をまき散らすという批判は当たらない、こ

う強調しておられる。これは大臣が耳にされたように、工場分散法、同時に公害分散法であるというような批判があることは、これは事実なんです。それはやはりこの法律案の条文の中にも公害に対する問題が、環境保全なんというきわめて簡単なことばで出ているにすぎないからです。あまりにも公害が続出しておるからです。私はまた通産省の姿勢にも関連をしてくるんだと思うのです。

そこで、私は不安があります点をここでメモしましたので考え方を聞かせたいだと思つたのですが、工場を分散いたしように、——これを受け入れる側ですね、ここで道路であるとかあるいは下水道であるとか、住宅であるとか公園であるとか、こういう社会資本が整備されないうまま進められていく、あるいはまた企業が公害防止を怠つてくるということになってまいりますと、これは工場分散と同時に公害分散という形になっていくんじゃないでしょうか、この点はどう考えておりますか。

○田中事務大臣 この法律の中に、国は工業用水の確保をはからなければならぬ、国は移転産業が維持できるように交通網の整備をしなければならぬ、港湾の整備につとめなければならぬという規定を置くとともに、具体的な方向を示す法律にすべきものを入れるということになると、時間がかかってなかなか議論がまとまらないということがありますし、この法律が制定をされれば当然そういう問題が次に起こってまいります。だからそういう意味では、国はそうしなければならぬというところを、補助金を出したり税制上の優遇をしたり、同じように環境整備をしなければならぬ。新幹線などというものは、いままでは町があつたからそこに駅をつくる。そうじゃない、駅をつくることによって町をつくるということになるほうがはるかに安い、こういうことで、それを具体化するよう何か条文を挿入できないかというところでございましたが、そういうものは

あわせて引き続き検討しようということになっております。

しかも環境の保全、環境の整備ということでございますが、これは移転計画の認定について、環境整備その他環境の保全に配慮されておることを認定条件として法文上に明確に入れたほうがいいのかどうかという問題になると思いますが、そういう問題等は、当然のことではありますが、修正条文としても採用されるということであれば、全く異議はないということであります。

○中村(重)委員 私、先月の二十六日だと思つたのですが、大臣に基本的な問題についてお尋ねしました際に引用したのですが、先ほど石川君のほうからも指摘をいたしておりました茨城県の鹿島臨海工業地帯、これは近代工業が進出したんですね。ところが、人口がふえた、交通量は増大をした、交通事故は十倍にふえた、さらに公害が出る、ごみは堆積している、どうにもならぬような状態になっていくんですね。だから、これを貴重な経験として、これから先の工業再配置に対しては、こういうことを再び繰り返さない、これは決意と同時に、決意だけではだめでして、具体的な対策というものが打ち出されていなければならぬと思つたのです。大臣は、これらの問題についてはしばしば決意としてはお答えになつておられますが、環境庁からお越しでございますし、工業再配置の法律案に対しては環境庁も合意をしておつた問題については御関心をお持ちになり、また環境庁としての対策をお立てになつていらっしゃるであらう、こう思ひますから、ひとつ環境庁の考え方を示していただきたいと思ひます。

○船後政府委員 工業再配置は、過度の工業の集積地帯から比較的集積度が低いという地域に移転を促進するということによりまして、私どももいたしましては、国土全体の環境保全に資するということのような使命を持つておるものと考えております。ただ問題は、やはり誘導地域に工場が移転いたしますと、どういたしまして大気あるいは水

の汚染あるいは悪臭、騒音といったような問題が予想されますし、また敷地の造成等に伴ひまして、やはり自然環境の破壊というような問題も心配されるわけでございます。したがひまして、今回の法案におきましては、こういった公害の防止、自然環境の保全という問題を含めまして環境保全につきまして十分配慮する、そういった事項が計画の立案当初から十分に配慮されまして、先ほど先生御指摘のような、いままで新産あるいは工特というような計画におきましてたとえ鹿島のような問題というものが再び繰り返されることのないように、環境庁といたしましても十分通産当局と連絡しながら努力してまいりたいと思ひております。

○中村(重)委員 いまあなたは、工場の集積度の高いところから低いところに移るのだというようなことで、比較的その点心配がないようなお考え方であるわけですね。そこで、どういふ企業が移っていくのかという想定の問題なんですよ。私はこういうような想定をしているのです。現在の工場が非常に狭隘になつたということです。したがつて、どうしても広いところに移つていかなければならぬというのが一つ考えられますね。そういうような企業は成長企業ですよ。成長企業でございますから、これは公害がはなはだしく、立ちのきを要請されているというところなんです。ね、それがそういうところに行くということではなくて、比較的近代化されているところではないでしようけれども、比較的条件的のいいところに、成長産業というのは財政力が強いから移つていくわけですね。ところが、もう力がない、しかし公害をまき散らす、そういうようなことで立ちのきを要請されてどうしても出ていかなければならぬ、そういう企業も出ていきましようけれども、それは比較的過疎化していくところですね、そういうところに出ていくことになつていくのではなからうかという感じがするわけです。これの選別というものは政府にはできない。これは地方自治体も意見を言ったり、あ

るいは市町村長にも協議をしたり、いろいろなことは私どもは——法律案に不十分でありましたから修正等をいたしまして、都道府県知事の意見を聞いた、あるいは認定にあつては都道府県知事が意見書を添えなければならぬ、その場合に、市町村長に対して都道府県知事は協議をしなければならぬといったようなことで歯止めを實はしようとした。これは先ほど岡田君からも実は申し上げたところでありまして、もう一つ、今、現在非常に成長産業であるが工場が狭い、だから出ていかなければならぬというような企業、それから第二点に申し上げましたけれども、公害でつまはじきされてどうしても出ていかなければならぬ、そういう力が弱い、こういうものはいま申し上げたような比較的過疎化したところに出ていくということになってまいりますから、公害対策の根本対策という形に私はなり得ないのだと思ふ。そういうことも、どういふ企業が出ていくのだという想定をされて、その上に立つたものもその対策というものが立てられなければならぬと私は思ひます。その点に対しては、具体的に起こつてくる問題でございますから、通産大臣から考え方を聞かせたいだと思ひます。

○田中事務大臣 とにかく事業を継続していく限りにおいては、公害防除対策を行なわなければならぬ。公害投資をしなければならぬわけでありまして、現在、公害を発生するような機械、設備も全部新しいものにかえなければならぬという状態にございます。そういう意味で、移転が行なわれる場合には、少なくとも公害防除ということに対しては万全の体制を整えられて移転がされるということが前提でございます。それからもう一つ、悪臭とか騒音とか、いろいろなものがあるものが都会におれないから出ていくというときには、地元でもそんな工場がそのまゝに出ていくことに賛成をするわけはございません。いま原子力発電所とか、いろいろな問題に對しても地元非常に反対があり、政府は地元の納

得ということを前提にしてあの仕事を進めるといふことでございますので、第二の条件としては、いままで千坪の小さいところでやっておったものが、どうしてもやらなければならぬというときには、遮断帯をつくったり、公害というものが住民に影響を及ぼさないような面積で調整をしたり、いろいろな設備で調整をしたりされなければなりません。また、そういうことに對しては地方の知事及び市町村長とも十分連絡をとりながらやるということでございますので、今度企業が分散をしていくこと、新しく企業が立地することによって公害をまき散らす、公害を分散するということでは絶対にない、公害は完全に除去してのものである、こういうふうにお考えいただきたいし、われわれもそうでなければならぬ。この問題で私がよく言う例は五つあるのですが、苫小牧、それから鹿島、四日市、水島、大分湾、こうあるのですが、やはり、少しあつという間に集中し過ぎた。東京と大阪と名古屋の小型のものできたというふうな気もいたします。だから、そういうことではならない、今度は工業の分散というものは理想的な姿のものである、そういうことではなければならないということであり、施策の万全を期そう、こう考えております。

○中村(重)委員 自治大臣がお見えになりましたから、見解を伺つてみたいと思つたのですが、今度の工業再配置法案ですね。これは、いままでの地域開発計画、それも法律案に基づいて計画ができていくわけですが、そういうものと比較をいたしますと、私は、よりましなものだと考えているのです。ましてや田中構想という形においてこの法律案が内容が充実されてまいりますと、過密過疎というものを解消していくとか、あるいは公害をなくしていくとか、そういう面においては私は大いに歓迎してよろしいと思つたのです。問題は、政府全体がそういう姿勢になるかどうかということだと思つたのです。たとえば今度、よりましだと私が申し上げるのは、財政援助の問題で、地方自治体に対して一平方米当たり五千円、企業に

對しても同じように出そうとしておられるわけですが、これはいままでの地域開発の中ではなかったことなんです。しかし、その程度では、地方自治体に対しては五千円程度のものではどうにもならないのじゃないかということなんです。これは、もつと地方自治体に対して財政援助というふうなものをしていかなければならぬのじゃないか。その点に對しては自治大臣はどのようにお考えになつておられるかということなんです。

○渡海國務大臣 工場再配置をします上につきまして、その工場再配置される地域が、これに伴いますところの公共施設その他の施設が相当膨大になりますことは事実でございます。その意味からいいますと、いま申されました現在の財政措置その他におきましては、中村委員御指摘のとおり、地方財政に対する援助といたしましては過小である、かような点は私も認めるものでございまして、地方財政計画等におきまして十分その点、交付税あるいは起債等におきまして努力をして、地方財政運営に支障のないよう、また工場再配置法によりましてその趣旨に沿ひ得るような地方財政運営ができますよう、今後とも努力してまいりたい、かように考えておるものであります。

○中村(重)委員 具体的な問題でお尋ねをいたしますが、この誘導地域へ移転しようとする事業者に対して固定資産税の減免を三カ年間しようとしている。これは田中構想でまいりますと二十五年といふのです。二十五年の田中構想まではこれはいへんなことだと思つたけれども、私は三年では不十分だと思つた。やはりこれは相当期間延長しなければならぬことだと思つております。そうなるまいりますと、地方自治体の財源をどうして補てんするか。これは交付税ではだめなんです。三カ年間は交付税でやる。それ以上は交付税でやるということでは、これは交付税でありまして、から実際どれだけの援助をされたのかかわらない、つかめない。だからはっきりした目的財源でなければならぬと思つた。目的財源という形

になつてまいりますと、これは田中構想にございましたが、これは後退をしてしまったのですが、いま言う工場が集積しているところの移転促進地域、それから出ていかないところの企業に對して追い出し的なことも意味するのである。それだけではない、そういう大都市に集中している企業は税金ぐらいたつたことではない、税金だけ納めたならばそこへ居るやつてよろしいということになれば居るでしようから、だからやはり誘導的な形にこの本法を推進する、そういう形に援助というものが地方自治体に対して企業に對してもなされなければならぬ、そう私は思つたわけなんです。公害対策においてはなおさらなんです。そうなるまいりますと、田中構想にありましたような外形付加税的なものがないのかあるいは事業所税のようなものがないのか、あるいは公共施設、道路であるとかあるいは下水道であるとか、そういったものを利用する利用者負担というのか、何らかの形でこの負担をさせるということ、一石二鳥というふうなこともなつてまいりまして、それが、そこで誘導地域に對する積極的な支援がなされていかなければならぬ。いま申し上げましたような固定資産税の三カ年間といふものをさらに延長する、そうしたことで初めて実現するのである、こう思つたのであります。その点に對しては自治大臣の考えをお聞かせいただきたいと思つた。

○渡海國務大臣 工場再配置法の目的としております工場の地方への分散の誘導措置としての税財政措置を考へる場合、これは國策でございますから、まず國がこれに對する税財政策を講じていただくのが私は本来の立場でないか、かように考えております。いま申されましたように、今回の法案の中、固定資産税の減免が三カ年間となつておることは、田中構想の二十五年と比べて誘導するためにはあまりにも少ないんじゃないかといふ御指摘はごもっともであると思つた。しかしながら、工場再配置される誘導地域というものは、本来財政力も之しいところでございます。

で、その地方の固有の財源となりますところの固定資産税を減免するような措置になりましたら、その自治体だけでこれは行なうことができず、おそらく地方団体全体の財源であるところの地方交付税から措置しなければ行なうことができない、こういうことになるのではなからうかと思つた。そういう場合におきましては、現在こういった制度を行なつておりますのは、大体法令としては三カ年を限度としておる。固定資産税そのものの性格もございまして、限度をいたしてありますが、今回のその措置もかようにさせていたのだ次第でございます。しかしいま中村委員御指摘のように、國そのものがこれらの減免に對して措置をとつていただくということをおあわせ行なつていただきましたならば、その措置をとつていただく期間等とも見合ひまして、十分私たちもその延長を努力いたしてまいりたい、かように考えておるのであります。

○中村(重)委員 おつしやるとおりだと思つたので、國が財源を補てんしなければならぬ。そこで田中政務次官もお見えでございますから、具体的なことは大倉主計局長からお答えをいただくことにいたしますが、いま私の質問に對してそれぞれ自治大臣からお答えがあつたわけなんです。この固定資産税の三カ年といふものを延長していくということになると、これは交付税ではだめなんです。どうしてもその財源補てんといふものは國がやらなければならぬ。國がやるということになつてくると、一般会計でやるのか。これもいろいろとまた抵抗も出てくるであらう。してまいりますと、移転促進地域に對しての何らかの形で、いわゆる外形付加税といふのか事業所税といふのか、先ほど私が申し上げましたようなものについては、やはりそういう目的財源といふものによつて強力に推進していくということではなれば、私は本計画といふものも頭頭蛇尾に終わる。いままでのように、さあ法律をつくつた、計画はできたけれども、もう實際何にも効果はあがらな

いではないか、そういう形になる可能性は私はあると思います。この点に対して、基本的な問題については田中政務次官、具体的ないままでのいろいろな折衝もございましょうから、その点は主計局長から、それぞれお答えをいただきたいと思っています。

○田中(六)政府委員 いま自治大臣がお答えいたしましたように、私も十分研究、検討をすべき事項でございます。しかし大蔵省といいたしましては、いまだこれを確約しようというようなことはできません、今後とも十分自治省と相談をして検討していきたいというふうに考えております。

○大倉政府委員 お答えいたします。

基本的な考え方につきましては、ただいま政務次官が申し上げたとおりでございますが、私どものやや技術的な観点から申し上げますと、御承知のとおり、地方の財源調整問題というのは毎年毎年非常な問題でございまして、本件もおそらくその一環ということになってまいろうかと思えます。この誘導地域にございまして市町村の新たな財源、財政需要に対する財源というものをどうやって見ていくのか。交付税でいくのか、地方債でいくのか、あるいは全然別に新しいアイデアを出すのかというところで、ただいまの中村委員の御指摘は目的税を取って、それを特定財源として充ててやったらどうか、こういう御指摘であるように思えます。主税局も来てはおりますが、目的税としてどういう税が取れるか、それは地方税でやるのか、国税でやるのか。かりに国税でやるのであれば、交付方式をどうするか、地方税でやるのであれば、それはだれが取って、どういうふうに分担していくかというふうに、技術的に今後研究すべき面が多いように思えますけれども、いずれにいたしましても、政務次官が申し上げましたとおり、長期的な観点からこの問題に真剣に取り組んでまいりたいということで勉強させていただきたいと思えます。

○岡田委員 いまの中村委員の質問でそれぞれ答弁があったわけですが、自治省としては、今日の自治体の過疎過密、特に地方は過疎化現象が非常に拡大しておるわけです。積極的に一次、二次産業のバランスをとりながら地域開発を進めていく、それにはやはり何かこれを促進する制度が必要ではないかと私は思うわけです。したがって、過密地帯でも地方税を課すれば、東京都のような場合にはこれは特別交付金の対象になりませんから、合理的な傾斜というものがなかなかむずかしい。したがってそういう点で全国的なバランスを考えますと、結局何かの形で過密地域、規制地域、これらには税の負担を課する、一方において地方財源全体のワケを減じないよう負担をするという意味で固定資産税の減免を思い切って延長する、したがって二重に傾斜がつくわけですね。そういう点で地方財源を確保しながら、一方において過密地帯に特別の付加税を課してこの工場の分散を積極的に進めて、国土の利用、開発あるいは地方開発を進めて地方雇用を増していく、こういう基本的な考え方が一方にはやり通っていかねばならないのじゃないか、こう思うわけです。具体的問題は、これから勉強するんでしようけれども、この法律が施行されますと、その実効をあげるためには三カ年はもう本法で規定されておりますから、大体四カ年目まで問題になってくるわけです。したがって、ここの二年の間に検討してその結論が出されるとすれば、非常に有効ではないかと私は判断をするわけです。したがって、その時期は大体本法施行後二年以内程度にはこの結論を出すべきだ。一方、大蔵省の場合は、今後の場合、問題になりましたように法人税の特別附加の問題がございまして、これは二カ年延長されておるわけですから、こういう面とも関連して、やはり政府として結論を出すべきではないか、こう私は判断をするわけです。そういう私の考え方に對して、自治大臣としてはどういう見解を持たれておるか。もう一度大蔵省

としても、大蔵大臣は本会議において、とにかくそういうものごとの考え方については傾聴さるべき意見であり、当然検討しなければならぬという積極的な姿勢を示しているわけですから、そういう原則的な考え方については了解ができるものかどうか、端的にお答え願いたいと思うわけです。

○渡海國務大臣 自治省といましては、過密地域に対する地方自治体の行なわなければならない財政需要が、過密ということが増大いたしております。このために、現在都市財源の充実をはかるといことが地方財政の中の大きな問題の一つになっております。一方、過疎地域、いま申されました過疎地域を行なわなければならない。そういった意味からも、過疎地域に対する地域の効果的な発展のために資するような財源の付与ということも必要とされております。したがって、過密地域に對して税を特別に課する、その場合、もし地方税において行なえば、私たちが、これらの財源のために、また過密地帯に對するいま申し上げました工場の、何と申しますか間接的な過疎地帯への誘導ということにもなるかと思ひます。事務所事業所税等も計画いたしました。不幸にして本年はこれの実現を見るのができなかったのでございますが、今後ともその点は努力いたしたいと思ひます。しかし、それはあくまでも過密地帯の都市の財源でございまして、これが直ちに過疎地帯への財源になるということとは行ないがたい、これが地方税制度のあり方ではないか、こう考えるのでございます。

一方、いまの固定資産税の問題でございまして、固定資産税は本来その地方の最も重要な市町村の財源でございまして、これを減免するといふような場合、何らかの補てんがない限りにおいてはなし得ないという姿でございまして、他の固定資産税との均衡等も考えまして、現在行なっております三年というものが、立法例から見ましても限度である、そういう意味で、本法案ではそのようにさせていただいたのでございます。しか

しながら、いま申されましたような誘導という点の必要性がございまして、国の立場からこれに對する特別な補てん措置を行なつていただきますなれば、十分私たちもこの期限に應じまして期限の延長を配慮したい、このようにいま中村委員に答えていただいた次第でございまして、地方財政そのものの、一方に課することによって一方へ与えよということ、やはり国という財源操作、交付税ということの財源操作というものを通じまして、国との関連においてこれを検討せなければならぬ課題でないか。地方財政のみでそれをなし得るには税制度だけではむずかしい問題じゃないか、かように考えておるような次第でございまして、いま中村委員にお答えいたしましたとおり、国との関連におきまして、政府一体として過密過疎の解決のために、この問題も私たち地方財政の立場からも趣旨に沿うように努力してまいらなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○田中(六)政府委員 集積の利益を受けておる工場に付加税を課すべきじゃないかという、簡単に言えばそういう御質問だと思ひますが、まさしく大蔵大臣が本会議でお答えしましたように、そういう適当な税目があるならば、私どもはこれを考へて地方財源に充てたりあるいはそういう過疎過密地帯の解決をはかりたいというふうに考えております。

○岡田委員 ちょっと満足できないわけですが、私は一応考え方を示して、固定的に質問しているわけじゃないわけです。一方において地方財源を確保するという立場も明確にしておるわけです。したがって検討する検討すると言つても、いつでも政府は検討するということでは逃げられるわけですが、少なくとも本法案を提案し、ここまで議論が相当なされてきたわけでありまして、大体こういうものを制度的に解決をするとするならば、大体もう二年程度以内に結論を出してしかるべきじゃないか。一年とこう私は言っているのじゃないのですよ。二年以内にはこの問題については結

論を出して、地方財政を十分考えながら、集積地域に対する特別の負担を課して、それを財源としながら本法の目的を推進をしていくという意味の、具体的な制度的な結論を出すべきじゃないのかという点についていかにかという質問をしたのでありまして、その点やる気があるのかないのか。検討する検討するでも、検討するのじゃないか。二年以内には何らかの結論を出すべき問題だという認識があるのかどうか、この点について明確にお答え願いたいということ。

関連質問でありますから、渡海自治大臣は北海道開発庁長官でもありますので、次いで、北海道は第三期総合開発計画が発足して二年目、今度三年目にかかっているわけでありまして、今度三年目には北海道の産業を見ますと、農業を見ても大きな転換期に立たされておりますし、また中核の石炭産業は、その指標から見れば大幅にその政策規模の縮小過程に入っていることは御承知のとおりです。一方において、今度示す指標から一応の判断をいたしますと、北海道の工業出荷高というものは当初の計画よりも一応三倍の数字は出しておりますけれども、とにかく大幅に工業出荷高の指標を引き上げていく、こういう積極的な展望を一応示されておると私は理解をしておるわけです。このように判断しますと、北海道の第三期の総合開発計画は、ある部分、相当部分、もう手直しをしなければならぬ時期が迫りつつある。そういう意味で私はこの修正をするのか、あるいは補充的に一部変えていくのか、いずれにしても第三期計画は、今度政府が検討している社会経済発展五カ年計画、あるいはまた新全総についてもこれから再検討するという段階でありますから、それに見合せて、北海道第三期開発計画も再検討を当然されるべきだ。十年間の計画を策定したわけですから、大体前期五年以内には当然再検討されるべきだ、こう思いますので、この面もあわせて承っておきたいと思います。

○渡海國務大臣　まず前段の過密過疎の地方財政的な分でございますが、私何も消極的に申し上げたのでございまして、私自身積極的に地域差のあるところの税を地方に、税においても地方財政においても行なわなければならないのじゃないかという意味から、事務所事業所税そのものも本年度からすでに検討に入った、実現することはできませんでしたが、来年はぜひ実現したい、このように考えておるものでございまして、地方財政は、御承知のとおりそのもの自体その地方の財源になるような関係上、これを調整的に使うということとは困難であるから、国のほうとの関連において行なり、こういうことを申し上げましたので、ひとつこの点御了承を賜わりたいと思っております。

たのでございまして、私自身積極的に地域差のあるところの税を地方に、税においても地方財政においても行なわなければならないのじゃないかという意味から、事務所事業所税そのものも本年度からすでに検討に入った、実現することはできませんでしたが、来年はぜひ実現したい、このように考えておるものでございまして、地方財政は、御承知のとおりそのもの自体その地方の財源になるような関係上、これを調整的に使うということとは困難であるから、国のほうとの関連において行なり、こういうことを申し上げましたので、ひとつこの点御了承を賜わりたいと思っております。

なお、ただいまの北海道の三期計画の問題でございますが、これは岡田委員、三期計画の策定にあたりまして委員の一人としてたいへんお力添えを願ったということをお聞きしておりますので、十分御承知のことと思っておりますが、三期計画の基本といたしておりますところは、北海道の有り度におきまして、その発展潜在力というものを高度に開発することにおいて国土再開発というものに資していきたい。同時に、そのことによりまして、いま私たち目ざしますところの生産と生活の調和のとれた豊かな地域社会を、先駆的に北海道においてこれをつくるのだということを計画の基本方針といたしておりますが、いま御指摘になりました新経済計画あるいは新全総の点検等もこの基本方針と全く同じ趣旨において私は行なわれるものだ、このように考えておりますので、この基本方針そのものは何ら変更する必要はない、かように考えております。ただ、御指摘のとおり、新全総その他も点検が行なわれております。またこの工業再配置促進法が発足いたしましたならば、誘導地域の最も有力な一つとしてあげられるのが北海道じゃないか、かように考えます。こういう意味におきまして、いま御指摘になられたような計画の変更と申しますか、分もあろうと思っておりますが、計画そのものにも細部の分につきましては弾力的に運営しろ、こういう姿でございます。

ますので、現在の段階におきましては、そういうような筋で変わってまいります分は、十分運用にあたりまして弾力的に考えさせていただきます、運用するということでも十分でないか、かように考えておる次第でございます。先般も、いまあげられまして農業の問題でございますが、道東地区を視察させていただきました、現在進めようとしております計画、現在の新全総の点検等もございまして、計画どおり実施することこそ、今後の国全体としての新全総の形にも合致するものである、基本計画どおりぜひとも早急に実現に移したい、このように強く感じて帰ったような次第でございますので、弾力的運営によってぜひとも目的を達したいと思っております。せっかく御協力をお願い申し上げます。答弁にかえさせていただきます。

○中村(重)委員　時間の関係がありますので、政府として田中通産大臣から最後に明確にお答えいただいて質疑を終わりたいと思っております。

私も、課税の特例としては不十分である、地方自治体の財源の助成についても不十分である、そういう考え方をもちまして、実は修正しようと考えた。しかし、税制上の問題でありますので修正もなかなかむずかしい。そこで、与党の理事諸君から、それぞれ関係各省の、できれば大臣あるいはそのでない場合でも責任ある地位の方に来ていただきまして、そこで明確にお答えをいただくということで、実は附帯決議に譲りまして修正をしなかつたわけでありました。たとえば、誘導地域に移転しようとする企業に対しての減価償却の問題にいたしまして、三カ年間の加速償却、これは同じなんです。全く特例という形にならない。ましてや加速償却というものは、黒字企業にとりましては恩典でありまして、赤字企業にとりましては青色申告五年間という形で、これは無効になってまいりますから、したがって恩典という特典ではない、きわめて制約された形の恩典にすぎないということでありました。また、いまの固定資産税の問題にいたしまして、私は田

中構想によるそうした二十五年でないにいたしましても、大幅に延長していく必要がある。同時に、地方自治体に対しては、財源補てんというものを、いま自治大臣がお答えになりましたように、これはやるということにおいて本法の推進をはかつていかなければならない、それがない限り、私は本法もまたいままでの地域開発計画あるいは拠点開発計画と同じような結果におちいることを憂うわけでありました。したがって、ただいま私どもがそれぞれこうあるべきであるということを指摘をいたしました方向に、通産大臣は責任をもってこの後推進をする決意であるのかどうか、そのことを明確にお答えをいただきたいと思っております。

○田中(重)委員　本法起草の当初考えた二十五年という考え方は、私はいささかも変えておらないのです。二十五年は長きに失するといふような御議論もありませんが、そういう考え方が私はいままで地域立法に目が入らなかつたゆえんだと思っております。政策効果をあげるには断然な政策をやらなければ政策効果はあがりません。これは各国の例を見ても明らかであります。私はそういう意味で、この政策がどうしても必要だということの認識が深まれば、固定資産税の減収補てんという道は当然考えられると思われ、考えなければならぬ。しかももう財政だけでもってできない。四十年不況のときに使われたものはやはり税である。それは御承知のとおり二〇%法人税率を引き下げた、そのために交付税率を二〇%引き上げた、それが非常に高い成長を維持した一つの原動力にもなったわけでありまして、これからやはり財政というものを主体にして二〇%も二五%も対前年度伸びていくということは、これは事実できないと思っております。税というものをやはり活用しなければならぬ。私はそういう考えにおいて、この問題を解決する具体的な道は十分あると思う。私自身が、いままでも、皆さんの御協力を得て、皆さんと一緒に二つの税をやつてまいりました。それがガソリン税の目的税であ

り、第二は自動車トシ税である。第三は、直ちに増税ということではありませんが、第三の新税ということではありませんが、これはもう当然考えられることである。かつて二%交付税率を引き上げたという問題もあるわけでございしますから、これでいまたいなる電気がガス税の問題とか固定資産税の配分の問題とか、これはこの国会でお願いしているものもあります。私はこの法律の生命であるというべき減免による減収補てんということに對しては、精力的な努力を傾けるつもりでございます。

○中村(重)委員 工業集積地帯である移転促進地域に對するところの付加税あるいは事業所税等々についてもこれを課税する、そこで本法推進の財源に充てるといふことについては、確信を持ってよろしいわけですね。

○田中(國)大臣 この法律の推進に必要な税制上の措置といふものに対しては、万全の措置を講ずべく努力をいたします。

○鴨田委員長 以上で両案に對する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 工場再配置促進法案に對し、武藤嘉文君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる修正案が提出されております。

工業再配置促進法案に對する修正案
工業再配置促進法案の一部を次のように修正する。

第一条及び第三条第二項中「環境の保全」を「環境の整備その他環境の保全」に改める。

第三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「沖繩振興開発計画」の下に、「産炭地域振興基本計画」を加え、同項の次に次の一項を加える。

4 関係都道府県知事は、工業再配置計画に関

し、通商産業大臣に對し、意見を申し出るこ
とができる。

第五条第一項中「確認されていること」の下に、「環境の整備その他環境の保全に配慮され
ていること」を加え、同条第二項中「前項」を
「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同
項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一
項を加える。

2 製造の事業を営む者が前項の規定により移
転に関する計画を提出する場合には、当該誘
導地域の都道府県知事の意見書を添附しなけ
ればならない。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三
条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(工場用地の造成)
第十一条 誘導地域において工場用地を造成し
ようとする者は、環境の整備その他環境の保
全に配慮して行なうよう努めなければならない。

(工場跡地の利用)
第十二条 国及び地方公共団体は、移転促進地
域における工場の移転に係る工場跡地が公共
の用途その他住民の福祉の増進に資する用途
に利用されるように努めなければならない。

○鴨田委員長 この際、修正案について提出者よ
り趣旨の説明を求めます。岡田利春君。

○岡田委員 工場再配置促進法案に對する修正案
につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説
明申し上げます。

案文は、お手元に配付したとおりでございます
が、以下、修正の趣旨を簡単に申し述べます。

第一点は、目的等の規定中「環境の保全」を
「環境の整備その他環境の保全」に改めることで
あります。

第二点は、工業再配置計画が産炭地域振興基本
計画との調和が保たれるべきことを明記すると
もに、関係都道府県知事は、工業再配置計画に関

し、通商産業大臣に意見を申し出るこ
とができる。

第三点は、移転促進地域から誘導地域への工場
の移転計画の認定要件として、環境の整備その他
環境の保全に配慮されたものであることを明記す
るとともに、企業が移転計画を提出する場合に
は、当該誘導地域の都道府県知事の意見書を添付
しなければならないという規定を加えることであ
ります。

第四点は、誘導地域において工場用地を造成し
ようとする者は、環境の整備その他環境の保全に
配慮して行なうべき旨の規定並びに国及び地方公
共団体は、移転促進地域における工場の移転あと
地が公共の用途その他住民の福祉の増進に資する
用途に利用されるようつとめるべきである旨の規
定を加えることとあります。

以上のような修正を行なう理由につきまして
は、委員会における質疑等を通じて、すでに明らか
にされているところと存じますので、説明を省略
させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○鴨田委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わ
りました。

○鴨田委員長 これより工業再配置促進法案及び
これに對する修正案並びに産炭地域振興事業団法
の一部を改正する法律案を一括して討論に入るの
であります。別に討論の申し出がありませんか
ら、順次採決に入ります。

工業再配置促進法案について採決いたします。
まず、武藤嘉文君外三名提出の修正案について
採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本修正案は可
決いたしました。

く原案について採決いたします。
これを可決するに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、工業再配置促
進法案は武藤嘉文君外三名提出の修正案のとおり
修正議決すべきものと決しました。

次に、産炭地域振興事業団法の一部を改正する
法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、産炭地域振興
事業団法の一部を改正する法律案は原案のとおり
可決いたしました。

○鴨田委員長 ただいま議決いたしました両案
中、工業再配置促進法案に對し、武藤嘉文君外三
名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民
社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべし
との動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。岡田利春
君。

○岡田委員 工業再配置促進法案に関する附帯決
議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を
御説明申し上げます。

まず、案文を朗讀いたします。

工業再配置促進法案に對する附帯決議案
政府は、本法施行にあたり、工業再配置の円
滑な推進を図るため、地価高騰の抑制等につい
て抜本的な土地対策を確立するとともに、特に
次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 政府及び政府関係機関の工場を積極的に誘
導地域に移転するよう努めること。

二 移転促進地域における工場の分散の促進及
び過密傾向の地域における工場の新増設の抑
制のため、これらの工場に對し特別の負担を
課することを含め立地の規制措置について検

討すること。

三 工業再配置の推進にあつては、誘導地域における農業等の産業との調和の確保並びに当該地域の生活環境施設及び福祉施設の整備に努めるとともに、公害の防止及び自然環境の保全について万全の措置を講ずること。

なお、関連中小企業対策に十分留意すること。

四 誘導地域へ移転した事業者に対する固定資産税の減免に伴う地方財源の減収補填について特別の措置を講じ、減免期間の大幅な延長を行ない得るよう速やかに検討すること。

五 移転計画の認定は、当分の間、原則として産炭地域、農村地域工業導入地区及び地方公共団体又はこれに準ずる者の造成する団地に移転するものについて行なうこと。

六 誘導地域に工場を移転する場合には、特に雇用問題に留意するとともに、移転後の労働条件等が低下しないよう、指導に万全を期すること。

七 工業再配置・産炭地域振興公団の造成する中核団地においては、中小企業の用地の確保に留意して造成計画を定めること。

以上でございます。

決議の各項目につきましては、委員会における質疑等によってよく御承知のことと存じますので、個別の説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○鴨田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。田中通商産業大臣。

○田中通商大臣 ただいま御議決をいただきました

た附帯決議に対しましては、政府といたしましてその趣旨を尊重し、万遺憾なきを期する所存でございます。(拍手)

○鴨田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

商工委員会議録第六号中正誤

一 段 行 誤 正 本暮説明員

同 第十四号中正誤

二 段 行 誤 正 本田政府委員

同 第十五号中正誤

三 段 行 誤 正 稲村(佐)政府委員

同 第十九号中正誤

四 段 行 誤 正 熊田政府委員

昭和四十七年六月六日印刷

昭和四十七年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局